

令和3年度 第18回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和4年3月29日（火）午後1時15分 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和3年度第17回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第43号 宮古島市教育ネットワーク管理運用規程の制定について
- 日程第5 議案第44号 宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第6 議案第45号 宮古島市教育委員会地域おこし協力隊設置要綱の制定について
- 日程第7 議案第46号 宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱の制定について
- 日程第8 議案第47号 宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費助成金交付要綱の制定について
- 日程第9 議案第48号 宮古島市図書館職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 議案第49号 宮古島市図書館運営規則の一部を改正する規則について
- 日程第11 議案第50号 宮古島市図書館等運営補助金交付要綱の制定について
- 日程第12 報告第8号 第3次宮古島市教育ビジョンの策定について
- 日程第13 報告第9号 臨時代理処分の報告について（新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付要綱の制定についての委員会可決内容の一部変更について）
- 日程第14 報告第10号 臨時代理処分の報告について（宮古島市奨学金給付要綱の制定についての委員会可決内容の一部変更について）
- 日程第15 報告第11号 臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について）

- 日程第16 報告第12号 臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則について）
- 日程第17 報告第13号 臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の一部を改正する規則について）
- 日程第18 報告第14号 臨時代理処分の報告について（宮古島市夢実現助成事業実施要綱の一部を改正する訓令について）
- 日程第19 報告第15号 臨時代理処分の報告について（宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱を改正する告示について）
- 日程第20 報告第16号 臨時代理処分の報告について（宮古島市教育セキュリティポリシーに関する要項の一部を改正する訓令について）
- 日程第21 報告第17号 臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部を改正する訓令について）
- 日程第22 報告第18号 臨時代理処分の報告について（宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則について）
- 日程第23 報告第19号 臨時代理処分の報告について（宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令について）
- 日程第24 報告第20号 臨時代理処分の報告について（宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について）
- 日程第25 報告第21号 臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について）
- 日程第26 報告第22号 臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会職員の人事異動について）
- 日程第27 議案第51号 宮古島市教育委員会職員の人事について
- 日程第28 その他

議案第43号

宮古島市教育ネットワーク管理運用規程を制定する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和4年3月29日

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

提案理由

業務移管に伴い、教育ネットワークの利用に関し新たに規程を定める必要があるため、本案を提案します。

宮古島市教育ネットワーク管理運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、宮古島市教育ネットワークの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育ネットワーク 宮古島市教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関（以下「教育委員会等」という。）において、校務系及び学習系の各種システムを利用するための通信網及びその構成機器（ソフトウェア含む。）による、情報処理を行う仕組みをいう。
- (2) 管理責任者 教育部長をいう。
- (3) 管理者 教育部学校教育課長をいう。
- (4) 職員 宮古島市教育ネットワークを利用する教育委員会等に属する全ての職員をいう。
- (5) 利用責任者 課長及び校長、又はこれらに準ずる者をいう。
- (6) 学校ホームページ 宮古島市立小中学校（以下「学校」という。）における学校の概要や教育活動等に係る公開情報を、保護者及び地域に対し発信するためのウェブページをいう。
- (7) リンク ネットワークを經由して外部のウェブページを呼び出す仕組みをいう。

(教育ネットワークの利用)

第3条 職員の教育ネットワークの利用に当たっては、利用責任者が必要と認める場合にのみ管理者に申請をし、その許可を得なければならない。

- 2 前項の申請及び許可は、教育ネットワーク利用申請書（様式第1号）により行うものとする。
- 3 教育ネットワークの利用の変更又は廃止は、前項の申請書により行うものとする。
- 4 管理者は、前2項の規定による申請があった場合には、その内容について審査し、許可を行う場合には、速やかに利用登録を行わなければならない。

(利用許可の取消し)

第4条 管理者は、職員等教育ネットワークの利用に際し虚偽の申請を行ったこと、宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱（令和元年宮古島市教育委員会訓令第22号。以下「セキュリティポリシー」という。）に違反する利用状況があること等を確認したときは、当該職員の利用許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により利用許可を取り消す際には、その対象者及び理由について、利用責任者に通知するものとする。

(利用状況の記録の保存等)

第5条 管理者は、職員の利用状況の記録を保存し、運用管理上必要である場合には、その履歴を確認することができる。

2 利用責任者は、管理責任者又は管理者からの求めがある場合には、必要な利用状況の報告を行わなければならない。

(ソフトウェアの利用)

第6条 利用責任者は、職員が利用を希望するソフトウェアについて、業務上必要と認められる場合にのみ、ソフトウェア利用許可申請書（様式第2号）により管理者に利用申請を行うことができる。

2 管理者は、前項の申請を受けた場合には、ソフトウェアの安全性や運用面を十分に確認し、真に必要と認めた場合にのみ利用を許可するものとする。

(共有フォルダの利用)

第7条 教育ネットワークを利用する学校には、共有フォルダを設置する。

2 管理者は、共有フォルダの容量割当てやアクセス権限の設定を行い、その内容を利用責任者に周知しなければならない。

3 職員は、管理者及び利用責任者の指示に従い、次に掲げる事項を遵守した上で、適切に共有フォルダを利用しなければならない。

(1) 業務に関係のない個人ファイルを保存してはならないこと。

(2) 運用の妨げとならないよう、保存データを定期的に整理しなければならないこと。

(学校ホームページの運用)

第8条 学校ホームページは、教育委員会事務局が準備するCMS（コンテンツ・

マネジメント・システム)を利用して、運用するものとする。

2 利用責任者は、学校ホームページの運用責任者として、データ及び公開情報の管理並びに個人情報の保護に責任を負うものとする。

3 学校ホームページに掲載する内容は、次に掲げる範囲のものとする。

- (1) 学校の名称及び沿革
- (2) 学校の所在地及び連絡先、校長名等
- (3) 学級数及び児童生徒数等、公開可能な統計情報
- (4) 学校教育目標及び学校経営方針
- (5) 学校行事に係る予定、活動報告等
- (6) その他児童生徒及び保護者又は地域等への周知事項等

4 利用責任者は、学校ホームページにリンクを設定しようとする場合は、リンク先の目的及び内容が前項に規定する内容の範囲内であることを精査しなければならない。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、情報資産の保護に関し必要な事項等については、セキュリティポリシーの規定を準用する。

2 この訓令に定めるもののほか、運用の詳細に関し必要な事項は、管理責任者及び利用責任者が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

教育ネットワーク利用申請書

管理者 学校教育課長 様

年 月 日

宮古島市立 _____ 学校

利用責任者(校長)名 _____ ㊟

申請者名 _____ ㊟

連絡先 _____

宮古島市教育ネットワーク管理運用規程第3条の規定により、教育ネットワークの利用について、次のとおり申請します。

利用者	利用カード番号※1		ふりがな	
	職名		氏名	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規利用 <input type="checkbox"/> 変更 () <input type="checkbox"/> 利用廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()			
新規・変更	勤務開始日	年 月 日		
	前所属※2		前任期間※3	
	Googleアカウント	<input type="checkbox"/> 新規作成 ※教諭(養護教諭含む)のみ付与 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 利用中		
廃止	PC手配	<input type="checkbox"/> PC配布希望(台数追加の理由:) <input type="checkbox"/> 前任者のものを使用 <input type="checkbox"/> PC不要(使用しない)		
		<input type="checkbox"/> 返却あり <input type="checkbox"/> 返却なし(返却しない理由:)		
廃止	利用カード	<input type="checkbox"/> 返却あり <input type="checkbox"/> 返却なし(返却しない理由:)		
	離任日	年 月 日		
備考				

※1 新規の場合は記入不要です。

※2・3 以前に宮古島市立学校に勤務したことがある場合必ず記入してください。

学校教育課				

ソフトウェア利用許可申請書

年 月 日

管理者 学校教育課長 様

所属(課/学校)名 _____

利用責任者(課長/校長等)名 _____ ㊟

申請者名 _____ ㊟

連絡先 _____

宮古島市教育ネットワーク管理運用規程第6条第1項の規定により、次のソフトウェアの利用について申請します。

ソフトウェア概要				インストール情報		作業情報	
名称 (発行元・メーカー名)	使用用途	データ通信 有(経由)・なし	バージョンアップ 有(方法)・なし	取得(CD/DVD・他) 削除(アンインストール)	端末番号	作業希望期間	作業者氏名 (利用カード番号)※
()		有() なし	有() なし	CD/DVD・他() アンインストール		年 月 日 ～ 月 日	()
()		有() なし	有() なし	CD/DVD・他() アンインストール		年 月 日 ～ 月 日	()
()		有() なし	有() なし	CD/DVD・他() アンインストール		年 月 日 ～ 月 日	()
()		有() なし	有() なし	CD/DVD・他() アンインストール		年 月 日 ～ 月 日	()
()		有() なし	有() なし	CD/DVD・他() アンインストール		年 月 日 ～ 月 日	()

※PC ログイン時に使用するカードに記載されている番号です。

議案第44号

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

選手派遣補助金制度の充実を図り、親の負担軽減を実現するために、補助金の交付対象者を見直す必要があるため、本案を提案します。

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童・生徒」を「児童、生徒及びその指導者」に改める。

第2条中「宮古島市立学校に在籍し、スポーツ活動行事又は文化活動行事をとおして、上位大会に派遣される児童・生徒」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 宮古島市立学校に在籍し、スポーツ活動行事又は文化活動行事を通して、島外の大会に参加する児童又は生徒。（以下「児童生徒」という。）
- (2) スポーツ少年団における監督及び中学校部活動の外部コーチとして登録されている者。（以下「指導者」という。）
- (3) 県代表の選抜選手として島外で行われる合同練習等に参加する児童又は生徒。（以下「選抜選手」という。）

第3条を次のように改める。

（補助金の交付申請者）

第3条 前条に規定する補助金の交付申請については、児童生徒、指導者、選抜選手又はこれらの者の委任を受けた学校長若しくは団体の代表者（以下「申請者」という。）が行うものとする。

第5条を次のように改める。

（制限）

第5条 市以外の団体からの補助金等により補助対象者に自己負担が発生しない場合は、補助金を交付しない。

- 2 補助対象者の自己負担額が補助限度額を超えない場合は、自己負担額を補助対象額の上限として補助金を交付するものとする。
- 3 県内大会の交付申請は、児童生徒及び指導者のそれぞれ1人につき、同種の大会4回までを限度とする。
- 4 指導者への補助金は、1大会につき1チーム1人のみとする。
- 5 県外の大会は、沖縄県大会、九州大会等において、上位大会の出場資格を獲得して参加する児童生徒及び指導者に限り補助金を交付する。
- 6 補助金の趣旨に沿わないと教育長が判断した大会への参加に対しては、補

助金を交付しない。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

第9条中「補助金交付申請書」を「宮古島市立学校選手派遣補助金交付申請書」に改め、同条第5号中「成績証明書」の次に「(県外派遣の場合)」を加え、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条を第7条とする。

第10条中「補助金交付決定通知書」を「宮古島市立学校選手派遣補助金交付決定通知書」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条中「補助金交付確定通知書」を「宮古島市立学校選手派遣補助金交付確定通知書」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条中「補助金の一部返納について」を「宮古島市立学校選手派遣補助金の一部返納について」に改め、同条を第12条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)		第 号
		年 月 日
宮古島市教育委員会 教育長 殿	学校名 校長名 担当者	印
宮古島市立学校選手派遣補助金交付申請書		
下記事業の実施に係る 年度宮古島市立学校選手派遣補助金交付について、次の関係書類を添えて申請します。		
記		
1. 補助事業名:		
2. 派遣日程:	住 年 月 日 棟 年 月 日	
3. 補助金申請額:		円
4. 添付書類:	(1) 派遣計画書 (2) 収支予算書 (3) 大会要項 (4) 選手参加者名簿等 (5) 成績証明書(県外派遣の場合) (6) その他必要書類	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

様式第2号(第8条関係)
宮教委指令第 号

宮古島市立学校選手派遣補助金交付決定通知書

申請者 殿

年 月 日付、第 号で申請のあった 年度宮古島市立学校選手派遣補助金については、宮古島市補助金等交付規則(平成17年宮古島市規則第48号)及び宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱により、次の条件を付して交付します。

記

1 宮古島市立学校選手派遣補助金 _____円（ 県 派遣 名）
事業名： _____

2 宮古島市補助金等交付規則及び宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱を遵守し、不明な点については、当委員会担当者と協議の上、誠意を持って告知すること。
規則に基づいて補助金の全額、又は一部の返還を要求された場合は、直ちに忠じるこ
と。

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 印

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第9条関係）

様式第3号(第9条関係)	第 号
	年 月 日
宮古島市教育委員会 教育長 殿	学校名 校長名 担当者
	印
宮古島市立学校選手派遣事業実績報告書	
年 月 日付、宮教委指命第 号により補助金の交付決定を受けた宮古島市立 学校選手派遣事業が完了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。	
記	
1. 前 助 事 業 名:	
2. 補助金交付決定額:	円
3. 補助金待算額:	円
減 額 額 (△)	円)
減額理由	
4. 添 付 書 類:	(1) 実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 支出証憑書類等

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第10条関係）

様式第4号(第10条関係)
宮教字第 号

宮古島市立学校選手派遣補助金交付決定通知書

申請者 殿

年 月 日付、宮教委指令第 号で補助金交付決定した 年度
宮古島市立学校選手派遣補助金について、実績報告書を審査した結果、適正に執行されて
いるので、宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確
定したので通知します。

記

1 補助対象者

2 宮古島市立学校選手派遣費補助金 (派遣 円
名)

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 印

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第12条関係）

様式第5号(第12条関係)	第 号
	年 月 日
富島市教育委員会 教育長	印
校 長 名 校 長 名 担 当 者 名	印
富島市立学校選手派遣補助金の一部返納について	
年 月 日付、第 号により補助金の交付確定のあった年 富島市立学校選手派遣事業について、下記理由により一部返納いたします。	
記	
1 返 納 金	円
2 返 納 理 由	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

議案第45号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊設置要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

35回

令和 年 月 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

現行の宮古島市地域おこし協力隊設置要綱では、任命権者が市長と定められており、教育委員会で任用ができないため、新規で設置要綱を制定する必要があるため本案を提案します。

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持、強化並びに地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、次の各号に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 文化振興を通じた地域協力活動に関すること
- (2) 文化振興を通じた地域協力活動のコーディネートに関すること
- (3) 文化振興を通じた地域協力活動の情報収集及び発信に関すること
- (4) その他教育長が必要と認める活動

(地域おこし協力隊員)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、教育長が任用する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から宮古島市へ移し、住民票を異動させた者。ただし、任用を受ける前に既に宮古島市に定住している者については、原則として含まない。
- (2) 心身ともに健康で誠実に職務を遂行できる者

2 次の各号のいずれかに該当する者は任用することができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 懲戒処分又はこれに準ずる理由により免職された者
- (4) その他、教育長が不相当と認める者

(隊員の任用期間)

第4条 隊員の任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

2 隊員は、再任することができる。

(教育委員会の役割)

第5条 宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域協力活動が円滑に実施されるように、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 地域協力活動に関するサポート
- (2) 地域協力活動に関する地域団体との調整及び周知
- (3) 必要な研修の実施又は参加の機会の確保
- (4) その他、隊員の円滑な活動に必要なこと。

2 教育委員会は、隊員の行う地域協力活動に必要な住居、用具等の必要経費について予算の範囲内で支援する。

3 教育委員会は、地域の伝統行事や慣習等に関して隊員への情報提供に努める。

(事業の委託)

第6条 教育長は、隊員の募集及び地域協力活動に関する各種コーディネート、隊員が行う地域協力活動等について、NPO法人等に委託することができる。

(隊員の身分)

第7条 隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(報酬等)

第8条 隊員の報酬、手当及び費用弁償については、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮古島市条例第29号）の定めるところによる。

(勤務条件等)

第9条 隊員の勤務日及び勤務日数は、所属長が定める。

2 勤務時間は、1日7時間45分（休憩時間を除く。）以内、週38時間45分以内とする。ただし、4週間を平均し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分、又は特定の週において38時間45分を超えて勤務させることができる。

3 勤務時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩時間を勤務時間の途中に与える。

4 隊員の勤務時間及び休憩時間の具体的な割り振りは、所属長が定める。

(服務)

第10条 隊員の服務については、本条に定めるところによる。

- 2 地域協力活動により作成した成果物等に係る著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利は、宮古島市教育委員会と隊員に帰属するものとし、成果物等を活用して営利企業への従事等を行う場合は、教育長の許可を受けなければならない。

(身分証明書)

第11条 隊員は、地域協力活動に従事するときは、身分証明書(様式第1号)を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに教育長に届け出なければならない。
- 4 隊員は、離職したときは、直ちに身分証明書を教育長に返還しなければならない。

(活動報告)

第12条 隊員は、地域協力活動の状況について、その概要を地域おこし協力隊活動報告書(様式第2号)により、当該地域協力活動を行った日の属する月の翌月の10日までに教育長に提出しなければならない。

(解任)

第13条 教育長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

- (1) 隊員から解任の申出があった場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある、又はこれに耐えない場合
- (4) その他教育長が隊員として不相当と認めた場合

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、隊員の地域協力活動に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行の日前においても、要綱の施行に関して必要な準備行為をすることができる。

様式第2号（第12条関係）

地域おこし協力隊活動報告書					
	教育長	主管 部長	主管 課長	補佐	係長
地域おこし協力隊員 印 年 月分の地域おこし協力隊活動について次のとおり報告します。					
1. 活動概要					
2. 活動での課題					
3. 課題への改善					
4. その他					

議案 46 号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱の制定について

注

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 4 年 3 月 29 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

現行の宮古島市地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱では、決裁者が市長と定められており、教育委員会での決裁ができないため、新規で交付要綱を制定する必要があるため本案を提案します。

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊設置要綱（令和4年宮古島市教育委員会告示第〇〇号。以下「設置要綱」という。）第3条に規定する地域おこし協力隊員に対し、設置要綱第5条第2項に基づき宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象経費)

第2条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、設置要綱第2条に基づく活動（以下「地域協力活動」という。）に要するものであり、別表に掲げる経費区分のとおりとする。

(助成金の交付限度額)

第3条 教育長は、予算の範囲内において、別表に定める額を上限とする助成金を交付することができる。

(助成金の申請)

第4条 地域おこし協力隊員（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を受けようとする場合は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付申請書（様式第1号）に教育長が必要と認める資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 教育長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めた場合は、交付すべき助成金の額を決定し、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第6条 申請者は、次に掲げる事由により、前条の規定による助成金の交付決定の変更を受けようとする場合は、事前に宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付（変更）申請書（様式第3号）に教育長が必要と認める資料を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 助成金の交付決定後、交付決定した助成金額を増額する場合

(2) その他特別な事由が生じたため、申請内容に重要な変更が生じた場合

2 教育長は、前項の申請を受けた場合は、前条の規定に準じて決定を行い、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付決定（変更）通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

3 この条において「軽微な変更」とは、次に掲げる変更をいう。

(1) 既設の項目間における経費の流用を行う変更

(2) 助成目的に変更をもたらすものでなく、かつ、申請者の自由な創意工夫により能率的に助成目的を達成するものと考えられる変更

(3) 事業能率に関係がない事業計画の細部の変更

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、助成金の申請の取下げをする場合は、助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付申請取下げ書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 申請者は、地域協力活動の遂行状況について、教育長が報告を求めた場合には、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金遂行状況報告書（様式第6号）を教育長に速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、地域協力活動が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金実績報告書（様式第7号）に教育長が必要と認める資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 教育長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る実施結果が交付決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付額確定通知書（様式第8号）を申請者に通知するものとする。

2 教育長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されている場合は、期限を付してその超える部分の返還を命ずることができる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 教育長は、次に掲げる場合には、第5条及び第6条第2項の決定内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱又はこれらに基づく指示に違反した場合
- (2) 助成金を地域協力活動以外の用途に使用した場合
- (3) 地域協力活動に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、地域協力活動の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 教育長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されている場合は、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 教育長は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、支払遅延防止法第8条第1項の規定に定められた率の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

（助成金の請求）

第12条 申請者は、助成金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金概算払請求書（様式第9号）に教育長が必要と認める資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による請求があった場合には、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、助成金の全部又は一部を支払うものとする。

- 3 申請者は、助成金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金精算払請求書（様式第10号）を教育長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第13条 申請者は、交付対象経費（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により、取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業等完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 申請者は、取得財産等について宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金取得財産等管理台帳（様式第11号）を備え、管理しなければならない。

- 3 申請者は、当該年度に取得財産等がある場合は、第9条に定める報告書に宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金取得財産等明細表（様式第12号）を添付しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第14条 申請者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、交付対象事業の完了後においても教育長の承認を受けずに助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 申請者は、前項の承認を受けようとする場合は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金財産処分承認申請書（様式第13号）を教育長に提出しなければならない。

- 3 教育長は、前項の申請書を審査し、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金財産処分（承認・不承認）通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（関係書類の保存）

第15条 申請者は、助成金に係る関係書類を整理し、地域協力活動が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

経費区分	助成金の額
<ul style="list-style-type: none">・住居の借上に要する経費（敷金、礼金及び光熱水費を除く。）・地域協力活動旅費等移動に要する経費・地域協力活動に係る備品、消耗品等の購入又は借上に要する経費・関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会に関する経費・地域協力活動に必要な知識等の習得、協力隊員の能力の向上等を目的とする研修等に要する経費・外部アドバイザーの招聘に要する経費	左欄の経費に掲げる合計に相当する額。ただし、一の年度において2,000,000円を限度とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

（申請者）

住所 〒 -

氏名

印

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付申請書

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金の交付を受けたいので、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱第4条の規定に基づき申請します。

記

1 交付申請金額

交付申請金額	
金	円

2 地域協力活動の開始（予定）日

年 月 日

3 地域協力活動の完了予定日

年 月 日

4 添付資料

- (1) 年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動計画書
- (2) 契約書等の写し
- (3) その他必要とする書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

宮古島市教育委員会 教育長 印

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定金額

交付決定金額	
金	円

- （備考）
- この通知を受けた後、申請の内容に重要な変更が生じた場合は、予め教育長に届け出なければならない。
 - 当該事業終了後 30 日以内又は交付を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書を教育長に提出しなければならない。
 - 助成金の遂行にあたっては、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

（申請者）

住所 〒 -

氏名 印

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付（変更）申請書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた 年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金について、下記のとおり内容を変更したいので、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- （備考）
- 1 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
 - 2 新旧対照表を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

宮古島市教育委員会 教育長 印

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付決定（変更）通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成交付要綱第6条の規定に基づき、年 月 日付け第 号をもって交付決定した内容において、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1 交付決定金額（変更後）

交付決定金額（変更後）	
金	円

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

（申請者）

住所 〒 -

氏名

印

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付申請取下げ書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた 年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
年 月 日
- 2 交付の申請を取下げようとする理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

（申請者）

住所 〒 -

氏名

印

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金遂行状況報告書

年 月 日付け第 号で報告を求められた 年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金における地域協力活動の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 地域協力活動の遂行状況（年 月 日現在）
- 2 地域協力活動に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

（申請者）

住所 〒 -

氏名

印

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた 年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金について、下記のとおり報告します。

記

1 地域協力活動の実施期間

年 月 日開始

年 月 日完了

2 交付決定の額及びその精算額

①交付決定額 金 円

②精算額 金 円

③差引（①-②） 金 円

3 添付書類

(1) 交付対象経費収支精算書及び収支済額明細書

(2) 証憑書類

(3) その他参考となる書類

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

様

宮古島市教育委員会 教育長 印

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付する金額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額

交付確定金額	
金	円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

（申請者）

住所 〒 -

氏名

印

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

1 概算払請求額	金	円
①交付決定額	金	円
②既受領額	金	円
③今回請求額	金	円
④差引（①-②+③）	金	円

<振込先>

金融機関名		支店名等	
種類	普通・当座		
口座番号			
ふりがな			
口座名義			

様式第 10 号 (第 12 条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

(申請者)

住所 〒 -

氏名

印

年度宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金精算払請求書

年 月 日付け第 号で額の通知を受けた宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 精算払請求額	金	円
①確定額	金	円
②概算払既受額	金	円
③今回請求額	金	円
④差引 (①- (②+③))	金	円

<振込先>

金融機関名		支店名等	
種類	普通・当座		
口座番号			
ふりがな			
口座名義			

様式第 11 号 (第 13 条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

(申請者)

住所 〒 -

氏名

印

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金取得財産等管理台帳 (年度)

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱第 14 条に定める取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には (ア) 事務用品備品 (イ) 事業用備品 (ウ) 書籍、資料、(エ) 無体財産権 (工業所有権等) (オ) その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 12 号 (第 13 条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

(申請者)

住所 〒 -

氏名

印

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金取得財産等明細表 (年度)

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱第 12 条に定める取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には (ア) 事務用品備品 (イ) 事業用備品 (ウ) 書籍、資料、(エ) 無体財産権 (工業所有権等) (オ) その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 13 号 (第 14 条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

(申請者)

住所 〒 -

氏名

印

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号で額の通知を受けた宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法 (使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。)
- (3) 金額
- (4) 処分の予定年月日
- (5) 理由

様式第 14 号 (第 14 条関係)

年 月 日

様

宮古島市教育委員会 教育長 印

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金財産処分 (承認・不承認) 通知書

年 月 日付けで承認申請のあった宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金財産処分について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり (承認・不承認) したので通知します。

記

- 1 処分を承認する財産及び処分の方法
 - (1) 財産の名称
 - (2) 処分の方法

(不承認の理由)

議案第47号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱の
策定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年3月29日提出

最大3年間

総額 1年以内

100万円以内

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

現行の宮古島市地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱では、決裁者が市長と定められており、教育委員会での決裁ができないため、新規で交付要綱を制定する必要があるため本案を提案します。

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊設置要綱（令和4年宮古島市教育委員会告示第〇〇号）第3条に規定する地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）が任期終了後において起業するための準備に必要な経費に対し、予算の範囲内において宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「起業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 事業を営んでいない者が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出書を提出した後で、新たに事業を開始するもの
- (2) 事業を営んでいない者が新たに法人を設立した後で、事業を開始するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、宮古島市内（以下「市内」という。）に住所を有する者のうち、市内で起業する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 隊員の任期終了の予定の日前1年以内の者
 - (2) 隊員の任期終了の日から1年以内の者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 隊員としての活動期間が通算して1年未満の者
 - (2) 市税の滞納がある者
 - (3) その他教育長が適当でないと判断した者
- 3 補助金の交付の申請は、交付対象者1人について1回に限るものとする。

(補助金交付の要件)

第4条 補助金交付の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付対象者が市内で起業すること

(2) 継続して事業実施が可能な内容となっていること

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 土地及び建物の賃借に要する経費
- (2) 附帯設備及び備品購入に要する経費
- (3) 法人登記に要する経費
- (4) 知的財産登録に要する経費
- (5) マーケティングに要する経費
- (6) 技術指導の受入れに要する経費
- (7) その他教育長が認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条各号に掲げる補助対象経費を合算した額の10分の10の額とし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 教育長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、補助金の交付決定をする場合は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助事業の計画変更申請等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次

の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金事業計画変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて教育長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (4) 事業の内容の重要な部分を変更しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金事故報告書（様式第5号）を教育長に提出し、指示を受けるものとする。

3 教育長は、第1項に規定する宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金事業計画変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切であると認めた場合は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げる場合は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付申請取下書（様式第7号）を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 教育長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、宮古島市教育委員会地域おこし

協力隊起業支援事業費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定した補助金の額は、交付決定の額を超えることができないものとする。
- 3 教育長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還は、教育長が定める期限までに行うものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した延滞金を加算した金額を徴するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定により補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、交付決定された補助金の額の9割を上限として、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金（精算払・概算払）請求書（様式第10号）を教育長に提出しなければならない。
- 3 教育長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正又は不適切な手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を申請の目的以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付の際に付した条件に違反したとき、又は教育長の処分に従わなかった場合
- (4) 協力隊退任後3年以内に、宮古島市外の企業への就職その他自己の都合により市外へ転出した場合

2 教育長は、前項に規定する交付の決定を取り消したときは、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 教育長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、協力隊を退任した後に市内に定住した期間に応じて、それぞれ次の表に定める返還を求める額について、補助事業者に対し、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金返還命令書（様式第12号）により返還を命ずるものとする。

退任した後に市内に定住した期間	返還を求める額
1年未満	交付した額の100分の100
1年以上2年未満	交付した額の100分の50
2年以上3年未満	交付した額の100分の25

2 教育長は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した延滞金を加算した金額を徴するものとする。

（補助事業者の責務）

第16条 補助事業者は、補助事業の期間中、教育長から当該事業の遂行状況の報告を求められた場合は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金遂行状況報告書（様式第13号）により教育長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間は、各年度の3月末までに宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金現況報告書（様式第14号）により教育長に報告しなければならない。

（財産の管理等）

第17条 補助事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産

(以下「取得財産等」という。)について、交付対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得財産等があるときは、第11条に規定する報告書に取得財産等明細表(様式第15号)を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品その他の財産について、交付対象事業の完了後においても教育長の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金財産処分承認申請書(様式第16号)を教育長に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、領収書等の関係証拠書類とともに補助事業を完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付申請書

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金の交付について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名：
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費	円
補助金の交付対象経費	円
補助金交付申請額	円

① 補助金交付申請額は、千円未満を切捨てとしてください。

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 収支予算書（別紙2）
 - (3) 補助事業に要する経費を証明する書類（見積書の写し等）
 - (4) その他教育長が必要と認める書類

別紙1

事業計画書

①申請者	事業所名： 役職名及び代表者名： 印 住 所： 電話番号： FAX番号： メールアドレス：
②補助事業の 実施期間（予 定）	着手日： 完了日：
③補助事業の 目的	
④補助事業の 具体的な事業 内容	
⑤実施予定ス ケジュール（月 別）	
⑥補助事業の 効果及び目標 （定量的な指 標）	

注1) 設備等の配置図等は、別の用紙に記入してください。

注2) 各項目の記入については、別紙書類の添付を可とします。

別紙 2

収支予算書

(1) 収入の部

(単位:円)

収 入			支 出		
費 目	金 額	算出根拠	費 目	金 額	算出根拠
自己資金			＜補助対象経費計上欄＞		
借入金					
補助金					
その他					
			小 計①		
			＜補助対象外経費計上欄＞		
			小 計②		
合 計			合 計 ①+②		

注)・上記表において「収入合計=支出合計」となること。

様式第2号（第8条関係）

宮古島市教育委員会指令第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名 様

宮古島市教育委員会 教育長

印

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金について、下記のとおり交付を決定したので、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件等

宮古島市補助金等交付規則及び宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

宮古島市教育委員会指令第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名 様

宮古島市教育委員会 教育長 印

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金について、下記のとおり不交付決定したので、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

【不交付決定の理由】

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

補助事業者 住所

氏名

印

電話番号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で交付決定のあった補助金について、下記のとおり交付決定額等を変更したく、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

変更内容		
変更理由		
補助事業に 要する経費	計画変更前	円
	計画変更後	円
補助金交付決定額		円
変更後の補助金交付申請額		円

- 1 申請時に添付した書類で、変更がある場合は、変更後のものを提出してください。
- 2 その他教育長が必要と認める書類を提出してください。
- 3 補助金交付申請額は、千円未満を切捨てとしてください。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

補助事業者 住所
氏名
電話番号

印

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金事故報告書

年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で交付決定の通知を受けた宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金補助事業について、事故がありましたので、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業の進捗状況	
事故の内容及び原因	
事故発生までに要した経費	
事故に対する措置	

※事故の原因たる事業を明らかにする書類を添付すること。

様式第6号（第9条関係）

宮古島市教育委員会指令第 号
年 月 日

（補助事業者）

住所

氏名 様

宮古島市教育委員会 教育長

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金について、下記のとおり交付を決定したので、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件等

宮古島市補助金等交付規則及び宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

補助事業者 住所
氏名 印
電話番号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で交付決定の通知を受けた宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付の申請を取下げます。

記

交付の申請を取り下げようとする理由

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

補助事業者 住所
氏名 印
電話番号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け、宮古島市教育委員会指令第 号で補助金の（変更）交付決定のあった事業が完了したので、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類等を添えて実績を報告します。

記

- 1 補助事業が完了した日 年 月 日
- 2 補助金（変更）交付決定額 円
- 3 補助事業に要した実績額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績報告書（別紙3）
 - (2) 収支決算書（別紙4）
 - (3) 精算金額が確認できる請求書、領収書又は契約書等の写し
 - (4) 法人の設立に係る登記又は個人が新たに事業を開始した場合の所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出の写し
 - (5) 新事業を営むために必要な許認可書類等の写し
 - (6) 起業のために購入又は借り上げた備品・設備及の状況が確認できる写真
 - (7) テストマーケティングを実施した場合はその実績
 - (8) その他教育長が必要であると認める書類

別紙3

実績報告書

所在地

事業所名

代表者名

印

①事業実績（取 組み結果につい て）	
②事業の成果	
③今後の事業展 開	

注1) 設備等の配置図等は、別の用紙に記入してください。

注2) 各項目の記入については、別紙書類の添付を可とします。

別紙 4

収支決算書

(1) 収入の部

(単位:円)

収 入			支 出		
費 目	金 額	算出根拠	費 目	金 額	算出根拠
自己資金			＜補助対象経費計上欄＞		
借入金					
補助金					
その他					
			小 計①		
			＜補助対象外経費計上欄＞		
			小 計②		
合 計			合 計 ①+②		

注)・上記の表において「収入合計=支出合計」となること。

様式第9号(第12条関係)

宮古島市教育委員会達第 号
年 月 日

(補助事業者)

住所

氏名 様

宮古島市教育委員会 教育長 印

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援費事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第 10 号 (第 13 条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

請求者 住所
氏名 印
電話番号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金 (精算払・概算払) 請求書

年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号により補助金 (変更) 交付決定のあった事業について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により請求します。

交付請求金額	金 円
--------	-----

<補助金振込先口座>

金融機関の名称	銀行・信組 農協・労金	支店	
口座種別	1 普通・総合 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第 11 号 (第 14 条関係)

宮古島市教育委員会達第 号
年 月 日

(補助事業者)

住所

氏名 様

宮古島市教育委員会 教育長 印

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で交付決定した宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金について、下記により交付決定の(一部・全部)を取消したので、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日付け 第 号

交付決定額 金 _____ 円
(うち交付決定を取り消す金額 _____ 円)

様式第 12 号 (第 15 条関係)

宮古島市教育委員会達第 号
年 月 日

(補助事業者)

住所

氏名 様

宮古島市教育委員会 教育長 印

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金返還命令書

年 月 日付け、宮古島市教育委員会指令第 号で交付決定した補助金
について、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第15条第
1項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還すべき金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法

様式第 13 号 (第 16 条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

補助対象者 住所

氏名

印

電話番号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で交付決定のあった補助事業に関して、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

1 事業の内容

2 事業の状況 別紙のとおり

(具体的な数値等を含めた事業の成果及び状況を別紙に記載すること)

3 添付書類

様式第 14 号 (第 16 条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

補助対象者 住所

氏名

印

電話番号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金現況報告書

年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で交付決定のあった補助事業に関して、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定により、年 月 現在の現況を報告します。

記

1 補助金の交付を受けた年度 年度

2 現況

様式第 15 号 (第 17 条関係)

取得財産等明細表

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年 月日	耐用 年数	保管場所	備考

- (注) 1 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分は、(ア) 事務用品備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、(エ) 無体財産権 (工業所有権等) 及び(オ) その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 16 号 (第 18 条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 様

補助対象者 住所

氏名

印

電話番号

宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で交付決定のあった補助事業に関して、宮古島市教育委員会地域おこし協力隊起業支援事業費補助金交付要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり取得した財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法 (使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。)
- (3) 取得価格
- (4) 残存価格
- (5) 取得年月日
- (6) 財産処分年月日
- (7) 処分の理由

2 相手方 (住所、氏名、使用の目的及び条件)

議案第48号

✓
5/21/2023

宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市立図書館条例改正に伴い、規則を改正する必要があるため。

宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第12号）第6条」を「宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第12号）第3条」に改める。

第2条第1項中「宮古島市立」を削り、「及び宮古島市立図書館城辺分館」を「職員の週休日」に、「を週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）」を「及び4週間ごとに4日とし、業務の実情に応じ宮古島市立図書館長（以下「館長」という。）が定める。」に改め、「とする。」を削り、同条第2項を削り、同条第3項の表を次のように改める。

係名	曜日	勤務	勤務時間
奉仕係	火曜日から金曜日	早番	午前9時30分から午後6時15分まで
		遅番	午前10時30分から午後7時15分まで
	土曜日・日曜日		午前9時30分から午後6時15分まで
庶務係	火曜日から土曜日		午前8時30分から午後5時15分まで

第2条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年宮古島市条例第38号）第4条第1項及び宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第12号）第6条の規定に基づき、宮古島市立図書館（以下「図書館」という。）に勤務する職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第2条 宮古島市立図書館及び宮古島市立図書館城辺分館は、月曜日を週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 宮古島市立図書館及び宮古島市立図書館城辺分館は、火曜日及び日曜日については、A班（職員の半数）B班（職員の半数）の体制を置き、それぞれ1週間ごとに交代勤務し、勤務しない日は週休日とする。

3 図書館職員（以下「職員」という。）の勤務時間は、次のとおりとする。

施設名	曜日	勤務	勤務時間
宮古島市立図書館	火曜日から金曜日	早番	午前9時30分から午後6時15分まで
		遅番	午前10時30分から午後7時15分まで
	土曜日・日曜日		午前9時30分から午後6時15分まで
宮古島市立図書館城辺分館	火曜日から日曜日		午前9時30分から午後6時15分まで

4 勤務時間の割り振りは、館長が行う。

(平22教委規則9・平23教委規則8・平30教委規則5・平30教委規則14・一部改正)

議案第49号

宮古島市立図書館運営規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市立図書館条例改正に伴い、規則を改正する必要があるため。

宮古島市立図書館運営規則の一部を改正する規則

宮古島市立図書館運営規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

曜日	開館時間
火曜日から金曜日	午前10時から午後7時まで
土曜日	午前10時から午後6時まで
日曜日	午前10時から午後5時30分まで

第8条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 市内に所在する、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条の規定による学校又は同法第124条の規定による専修学校に、通学若しくは勤務する者

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第50号

宮古島市図書館等運営補助金交付要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

令和5年度に開校予定の宝塚医療大学からの要望により、宮古島市立図書館城辺分館閉館後の地域図書館を兼ねた大学図書館の運営経費の一部を補助金により支援する補助金の交付にあたり、補助金交付要綱を整備する必要があるため本要綱（案）を提案します。

宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市立図書館城辺分館（以下「対象施設」という。）の公共図書館機能の廃止後、対象施設を引き続き地域住民に開かれた図書館として運営する団体に対し、宮古島市民の教育振興及び文化振興に寄与することを目的として対象施設の運営に要する経費等の一部を補助金として交付することに関し、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象施設の運営事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で教育長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、教育長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付の目的を達成するために必要な条件を付して、補助金の交付を申請した団体に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助事業者はやむを得ない事情により補助事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、事前に補助事業変更等申請書（様式第3号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 前条の通知を受けた団体（以下「補助事業者」という）は、補助事業の

完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）日から1か月以内に教育長が必要と認める書類を添えて速やかに実績報告書（様式第4号）を教育長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 教育長は、前条の規定により報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施報告が補助金の交付決定の内容（第6条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）による通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える金額について、返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は補助金概算払請求書（様式6号）に教育長が必要と認める資料を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は前項の規定による請求があった場合には、その内容を精査し、妥当であると認められた場合は、補助金の全部又は一部を請求の30日以内に支払うものとする。

3 補助事業者は、第8条の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金精算払請求書（様式7号）を教育長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 教育長は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者に対し補助金の全部又は一部を交付せず、又は返還を命ずることができる。

（1）補助事業がこの要綱の目的を逸したとき

（2）補助金の対象となる経費に係る収支決算が収支予算額に対し、著しく減少したとき

（3）その他の不正な行為があると認めたとき

(雑則補助金の経理)

第11条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度翌年度から5年間保管しておかなければならない

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

申請者 所在地：
称 号：
代表者氏名：

補助金交付申請書

宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 事業名
- 2 事業目的及び内容
- 3 交付申請金額 金 円
- 4 事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他教育長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

宮古島市教育委員会指令第 号
年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長

住 所：
称 号：
代表者氏名： 様

補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金交付申請のあった
_____事業の運営に要する経費について、
宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱第5条の規定により、下記の金額を交
付する。

記

交 付 決 定 額 : _____円

- 1 この通知を受けた後、補助事業の内容に重要な変更が生じた場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。
- 2 補助事業終了後、1か月以内に実績報告書を教育長に提出しなければならない。
- 3 補助金の執行に当たっては、宮古島市補助金等交付規則を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

教育委員会
教育長 様

住 所：
称 号：
代表者氏名：

補助事業変更等申請書

年 月 日付け宮教委指令第 号で交付決定を補助金について、下記のとおり事業計画を変更・中止・廃止したいので、承認願います。

記

- 1 事業名
- 2 事業変更等内容

- 3 事業変更等理由

- 4 添付書類（変更等の理由たる事実を明らかにする書類）
 - (1)
 - (2)

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

宮古島市教育委員会
教育長 様

住 所：
称 号：
代表者氏名：

実 績 報 告 書

年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号による _____
_____ 事業について、事業が終了しましたので、宮古島市図書館運
営費等補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報
告します。

記

1. 事 業 名 :
2. 実 績 報 告 :
3. 収 支 決 算 書 :
4. そ の 他 :

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

宮古島市教育委員会
教 育 長

補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号により提出のありました実績報告書について、内容を審査した結果、補助金額を下記のとおり決定しましたので宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1. 事 業 名 :
2. 補助金確定額 :
3. そ の 他 :

様式第6号(第9条関係)

第 年 月 日 号

宮古島市教育委員会
教育長 様

住 所：
称 号：
代表者氏名：

補助金概算払請求書

年 月 日付け宮古島教育委員会市指令第 号による _____
_____ 事業の運営費について、宮古島市図書館運営費等補助金交付
要綱第9条第1項の規定により以下のとおり、補助金を概算払いで交付されたく
請求します。

	記	
1 概算払請求額	金	円
①交付決定額	金	円
②既受領額	金	円
③今回請求額	金	円
④差引(①-(②+③))	金	円

<振込先>

金融機関名		支店名等	
種類	普通・当座		
口座番号			
ふりがな			
口座名義			

様式第7号（第9条関係）

第 年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

住 所：
称 号：
代表者氏名：

補助金精算払請求書

年 月 日付け宮古島教育委員会市指令第 号による _____
_____ 事業の運営費について、宮古島市図書館運営費等補助金交付
要綱第9条第3項の規定により以下のとおり請求します。

記

1 精算払請求額	金	円
① 確 定 額	金	円
② 概 算 払 既 額	金	円
③ 今 回 請 求 額	金	円
④ 差引 (①-②+③)	金	円

<振込先>

金融機関名		支店名等	
種 類	普 通 ・ 当 座		
口座番号			
ふりがな			
口座名義			

報告第8号

第3次宮古島市教育ビジョンの策定について

「第3次宮古島市教育ビジョン」が策定されましたので、報告し承認を求めます。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）

（令和4年度～令和8年度）

宮古島市教育委員会

令和4年 月

はじめに

現在社会においては、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of things (IoT)、ロボテック等の先端技術が高度化し、その技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れた Society5.0 時代が到来しつつあります。「超スマート社会」と名付けられた Society5.0 はサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会とされています。また、社会の在り方もこれまでとは「非連続性」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつあります。

このような急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

宮古島市においては、時代の潮流や国の教育の動向を鑑み、宮古島市の教育基本理念として、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を掲げ、本市の教育振興・発展を目指し3つの柱で教育目標を定めました。

- 学校・家庭・地域が一体となり、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい人材を育成する。
- 「確かな学力」をはぐくみ、宮古島の未来の担い手として時代に対応できる主体性・創造性・国際性に溢れる人材を育成する。

○ 学校・家庭・地域社会が相互に連携を密にし、生涯学習の実現を目指す。

また、超スマート社会（Society 5.0）をたくましく生きる主体性、創造性、国際性に溢れた明るい子を目指す子ども像として、資質能力等を新規に決めました。

一方、本市の課題に目を向けると、少子高齢化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした人間関係の希薄化、貧困家庭の増加に伴う福祉の支援を要する児童生徒の増加、特別な支援を要する児童生徒の増加など、様々な要因が複雑に絡んだ諸課題が山積しています。また、市民の学習ニーズに対応した生涯学習の振興、社会教育関連施設の整理・充実、地域文化の保存・継続に加え、八重千瀬の更なる保全、利活用に向けての取組など新しい課題もあります。

そのため、今回策定した「第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）」は、地域社会、市民、教育機関の要請・課題に応えるとともに、国や県の教育振興基本計画等を参酌しながら、本市の教育目標の実現並びに教育振興・発展を期して策定するものです。本計画に基づき、市民の皆様とともに、宮古島市の教育の充実・発展に邁進して参りますので、今後ともご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

宮古島市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	・・・
1 計画策定の趣旨	
2 計画の期間	
3 第一次計画の検証	
第2章 教育の目標	・・・
1 基本理念	
2 教育目標	
3 宮古島市の子ども像	
第3章 宮古島市の教育の現状と課題	・・・
第1節 学校教育	・・・
1 基本方針	
2 確かな学力の向上の推進	
3 豊かな心を育む教育の推進	
4 健やかな体の育成を図る教育の推進	
5 地域と共にある学校づくりの推進	
6 教職員の資質能力向上の推進	
7 課題を抱える児童生徒の社会自立に向けた支援体制の推進	
8 共生社会の形成をめざしたインクルーシブ教育の推進	
第2節 社会教育	・・・
1 基本方針	
2 社会教育の推進と生涯学習の振興	
3 青少年健全育成	
4 市立図書館活用の推進	
第3節 スポーツ振興	・・・
1 基本方針	
2 生涯スポーツの推進	
3 競技スポーツの充実	
第4節 文化振興	・・・
1 基本方針	
2 文化活動の充実強化	
3 文化財の保存と活用	
4 博物館活動の推進	

第5節 教育行政の充実・強化

- 1 基本方針
- 2 教育委員会の活性化
- 3 組織・体制の見直し

資料編

- 1 宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)検討委員会設置要綱
- 2 宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)検討委員会名簿
- 3 宮古島市教育振興基本計画について(諮問)
- 4 宮古島市教育振興基本計画について(答申)

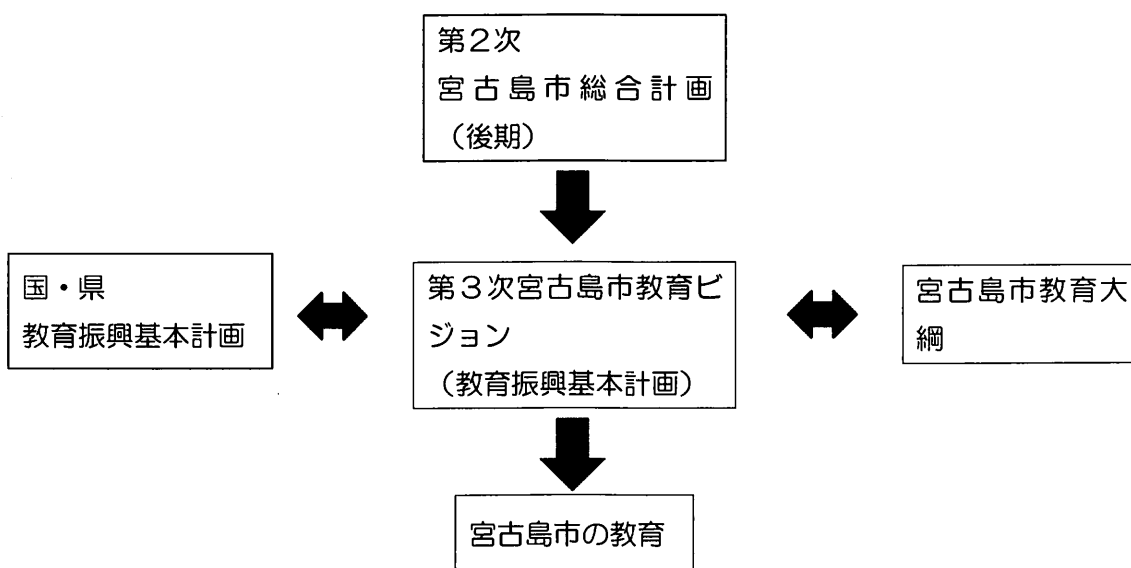
各分野ごとの目標値

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

宮古島市教育委員会は、平成29年度に策定した「第2次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）（平成29年度～平成33年度）」、また平成30年度に策定した「宮古島市教育大綱（平成30年度～平成33年度）」において、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として教育施策に取り組んできたところです。

現在、宮古島市においては「第2次宮古島市総合計画（平成29年度～平成38年度）基本計画（後期計画）」の策定を進めています。そこで、宮古島市教育委員会は、第2次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）の検証を行うとともに、基本計画との整合性を図りつつ、本市教育行政の更なる発展、学習指導要領の実施に取り組むこととして「第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）（令和4年度～令和8年度）」を策定いたします。



2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 教育の目標

1 基本理念

第2次宮古島市総合計画では、島づくりの基本理念として「心かよう夢と希望に満ちた島宮古～みんなで創る 結いの島～」を掲げ、6つの基本目標を設定しています。その中で教育・文化については、「子たちが笑顔にあふれ活力と郷土愛に満ちた宮古」として設定されています。

第2次宮古島市総合計画における島づくりの基本理念や基本目標、宮古島市教育大綱、沖縄県教育振興計画の基本理念を参酌し、第3次教育ビジョン（令和4年度～令和8年度）では、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として教育の振興を図って参ります。

2 教育の目標

宮古島市教育委員会では、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本とし、次に掲げる3つの目標を柱として実現に向けて取り組んでまいります。

- 学校・家庭・地域が一体となり、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい人材を育成する。
- 「確かな学力」をはぐくみ、宮古島の未来の担い手として時代に対応できる主体性・創造性・国際性に溢れる人材を育成する。
- 市民の学習ニーズの多様化・高度化に応える生涯学習の実現を目指す。

3 宮古島市の子ども像（はぐくみたい資質・能力）

宮古島市の教育の基本理念や教育目標を踏まえ、『宮古の自然や文化に誇りを持ち、超スマート社会（Society 5.0）をたくましく生きる主体性、創造性、国際性に溢れた明るい子』を目指す子ども像として、以下の資質能力等の育成を目指します。

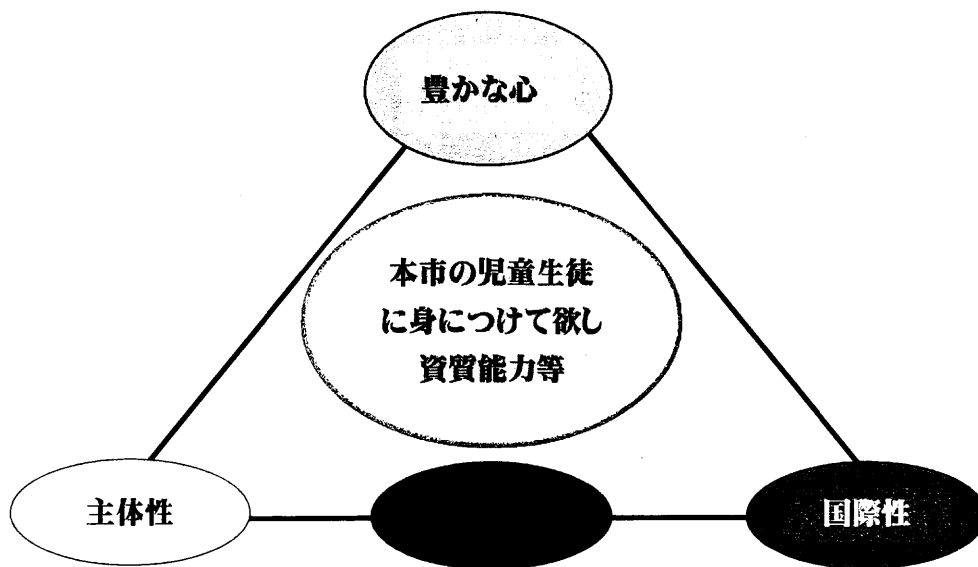
宮古島市の子ども像（はぐくみたい資質・能力）

<豊かな心>

- 自己肯定感・自己有用感、生命を尊重する心、自他を思いやる心、郷土を愛し、郷土の自然や美しいものに感動する心、正義感、公正さを重んずる心など

<資質・能力>

- 主体性の要素（自ら考え判断・決断する力、責任感をもって実行する力等）
- 創造性の要素（感性、直感力、柔軟性、表現力、想像力等）
- 国際性の要素（コミュニケーション力、異文化理解・協調・共生等）



第3章 宮古島市の教育の現状と課題

グローバル化は我々の社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、教育の在り方も新たな事態に直面していることは明らかです。

本市においては、少子高齢化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化による「地域の学校」「地域で育てる子供」という考え方の変容、旧町村部からの中心市街地への人口流入による小規模校の増加、特別な支援を要する児童生徒の増加、貧困家庭の増加に伴う福祉の支援を要する児童生徒の増加など、学校教育だけでは解決できない課題が山積しています。

幼児教育については、社会状況等の変化等により生活体験、自然体験など、直接体験が不足し、語彙数や基本的な技能等が身につけていない状況などの課題があり、これらの状況の改善を図っていくことが必要であります。また、今後予想される変化の激しい社会を生き抜く力の育成のため、幼児期から児童期への子どもの発達や学びの連続性を保障し、教育の質を高めていくことが求められており、接続期のカリキュラムの作成、幼児教育施設及び小学校との交流等の充実に向け、積極的に取り組んでいくことが重要であります。

小中学校においては、学力向上は継続的且つ最重要課題であります。これまでの学力向上の成果については、全国学力学習状況調査の平均正答率など数値で示すことができるものを指標に検証してきました。しかしながら、社会の変化の加速度が増し、複雑で予測困難な時代に立ち向かう必要な資質能力として、数値で表しにくい非認知能力の重要性も問われております。そのため、子ども達にこれらの能力を育ていけるよう確かな学力の育成を目指すとともに、本市の将来を担っていく子ども達に必要な主体性、創造性、国際性等の資質能力の育成に向けて取り組むことが重要であります。

社会教育においては、市民の生活様式や価値観が多様化する中で、生涯学習への需要も多様化・高度化してきており、住民一人ひとりが生き生きと輝く社会の実現を目指して、充実した生涯学習環境の構築が求められております。

宮古島市は、スポーツアイランドとして健康な島づくりを目指し、その基礎となる市民スポーツの振興に取り組んでおり、市の体育施設利用状況も増加しております。今後も市長部局との連携により、生涯スポーツ推進体制の整備や施設の充実、競技スポーツとスポーツ関係団体の強化等を図りながら、市民の健康増進に寄与することが求められております。

第1節 学校教育

～子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進～

1 基本方針

「たくましい身体をもち、高い知性と徳性を身につけ、広い視野と豊かな想像力を有する人間性豊かな幼児児童生徒の育成を目指します。」

学校教育においては、予測困難な時代の到来や社会の急激な変化に対応するため、大きな変革期を迎えており、平成29年4月に告示された新学習指導要領において目標や内容、方法が示され、令和元年に幼稚園、令和2年に小学校、令和3年に中学校において順次施行されました。「より良い学校教育を通じてより良い社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む理念のもと「社会に開かれた教育課程の実現」が求められています。

離島県である沖縄、宮古島においては、これまでも幾多の困難な時代を乗り越え、島を発展させてきた歴史的な経験があります。その経験の中から生まれた「命どう宝」「ユイマール」「アララガマ」「博愛の心」といった教訓や精神性は、先人達からさまざまな場面で伝えられ、大切にされてきました。今後、予測困難とされる時代においても、伝えられてきた教訓や精神性は島で育つ子ども達に身につけてほしい普遍的な力として大切にしながら、地域や学校の教育活動を推進します。

本市の学校教育の方向性としましては、国や県の示す指針及び第2次宮古島市総合計画の施策等を参酌し、求められる教育課題について本市の学校現場の状況を踏まえて、時代性、地域性、課題性を持って、「確かな学力の推進」「豊かな心を育む教育の推進」「健やかな体の育成を図る教育の推進」「地域と共にある学校づくりの推進」「教職員の資質能力向上の推進」「課題を抱える子どもの社会的自立に向けた支援体制の推進」「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進」7つの推進項目において重点施策を示し、取り組んでまいります。

(1) めざす子どものすがた（宮古島市で育みたい資質能力）

- ① どのような局面でも自他の生命を大切にし、行動できる子ども
（命どう宝：身を守る力、自他を大切にする力）
- ② 困難なことにも、逞しい身体と粘り強さをもって乗り越える子ども
（アララガマ：粘り強い力、忍耐力）
- ③ 生活の中で課題を持ち、仲間と協働的に学び課題解決できる子ども
（ユイマール：共に助け合う力、協働する力、共生する力）
- ④ 異質な文化や多様性を認め、豊かな感性と創造力を有する人間性豊かな子ども
（博愛の心：異質な他者を認める力、多様性を受け入れる力）

元
2年
3年
順次
1
2
3

(2) めざす学校のすがた

- ① こどもを主体とした安全、安心して楽しく通える学校
- ② 学びやすい環境を整え、豊かであるおいのある学校
- ③ 地域、保護者と課題を共有し、連携・協働する学校

(3) めざす先生のすがた

- ① 明るく健康で感性豊かな先生
- ② 広い視野をもち、子どもに寄り添う先生
- ③ 自ら学び続け、主体性と創造性を持った先生

2 確かな学力の向上の推進

現状と課題

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領が全面実施され、一人ひとりの子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

本市においては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が重要な課題です。そのため、幼児期から児童期への子どもの発達や学びの連続性を保障し、教育の質を高めていくことを目指し、接続期のカリキュラムの作成、幼児教育施設と小学校の交流の充実等に積極的に取り組んでいくことが必要です。各園等において、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を踏まえ指導の充実を図ろうとする意欲の高まりを継続しつつ、さらに、園全体で日々の指導のねらいを共通理解し、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながらねらいの達成に向かうように指導体制を確立し、組織的・計画的な保育実践の一層の充実を図り、小学校へつないでいくことが求められています。

小中学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけ、授業の改善に取り組む学校が増加しましたが、一部の教員には知識・技能の習得に重きを置き、「教師主導」の授業実践から脱却できない状況も見られます。児童生徒の学力については、全国学力学習状況調査から捉えると、「言語能力」、「思考・判断・表現」「学び方」などに落ち込みが見られ、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけ、授業改善により一層取り組んでいくことが求められています。また、学校が抱える課題も複雑化・困難化しているため、学校と社会が連携し、「社会に開かれた教育課程」を目指した学校教育の改善・充実を生み出す「カリキュラムマネジメント」の実現を目指す必要があります。さらには、現代的な諸課題に対応して求められる資質能力の育成を目指すべく、GIGA スクール構想の推進、キャリア教育の推進等が求められています。

GIGA スクール構想については、令和 3 年度から本格実施し、授業における ICT 機器活用が進んでいくこととなります。しかし、使うことが目的化しないように、構想実現が教職員の授業改善のため、児童生徒にとっては、学習の基盤となる資質能力の一つである、情報活用能力の育成に向かうことに留意することが重要です。

重点施策

(1) 学校・地域の特色を活かした魅力ある学校づくりによる幼児児童生徒の資質能力の育成

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進に取り組みます。
- ・学校グランドデザインによる、教育課程の改善・充実を目指した教科横断的な「カリキュラムマネジメント」による学校改善の推進に取り組みます。

(2) 保幼小協働でのカリキュラム作成によるスムーズな幼小接続及び幼児教育の推進

- ・保幼小連携プロジェクト及び保幼小エリア連絡会による円滑な幼小接続の推進に取り組みます。
- ・幼児教育施設での公開保育並びに小学校での授業参観の実施による幼児教育の推進に取り組みます。

(3) 教員の授業改善、児童生徒の情報活用能力の向上をめざしたGIGAスクール構想の推進

- ・児童生徒の個別最適な学びを確立するため、ハード・ソフト両面での環境整備の充実に努めます。
- ・教職員に対して、教育の情報化における研修会を実施し、教員の ICT 活用指導力の向上を図り、授業における ICT 活用促進につなげます。

3 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

宮古島の将来を担う幼児児童生徒の子ども像を目指して、主体性・創造性・国際性に係る資質能力の育成が求められます。豊かな心を育む学校教育の要として、道徳教育の推進があげられます。これまでの道徳教育は「読み物資料の心情理解」や「学年が進むにつれ児童生徒が表面的な学び」になる傾向がありました。また子供達のいじめが増加傾向にあり、不登校問題や学力低下にも影響があるといわれています。

今回の新学習指導要領の改訂に伴い、児童生徒自らが考え、理解し、主体的に学びに取り組み、多様な価値観について、多面的・多角的な視点から、考える機会を設ける指導法の工夫により、考え議論する道徳教育の質的改善が求められています。そのために、道徳を要とした体験的な学習と結びつけたカリキュラムマネジメント及び、教科と横断的に関連することにより、豊かな心を育成する必要があります。

さらに、多様な価値観を持つ子どもの育成に向けて、人権教育・平和教育・国際理解教育を充実させることが必要であり、ひいては豊かな心の育成につながると考えます。

重点施策

(1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

- ・道徳科における「考え議論する道徳」に向けた授業改善による、資質能力の育成
- ・道徳科を要の1つとした、カリキュラムマネジメントの実現

(2) 多様な価値観を持つ子どもの育成

- ・自己理解・他者理解につながる人権教育・平和教育を推進します。
- ・グローバルな視野を広げる国際理解教育を推進します。

4 健やかな体の育成を図る教育の推進

現状と課題

本市においては児童生徒の健康課題について特に肥満率の高さが課題となっており、生き生きと学校生活や家庭生活及び社会生活を営むためには、家庭と連携し基本的な生活習慣の確立に向けた指導の充実が必要です。体育・スポーツ活動に関しては、幼児期における運動習慣の基盤づくりや心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を目指します。子ども達が自発的・自主的な活動を通して積極的に運動に親しむ資質や能力を育てる指導の工夫・改善を図り、運動部活動の活性化並びに体力の向上を図る取り組みを推進します。

令和2年から現在にかけては新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大となり、感染症対策が日常化し生活様式も変化しています。気候変動や地震、津波等による災害も地球上で起きた出来事が遠く離れた宮古島まで押し寄せる現象も現実として起こっており、災害対策や身を守る行動も資質・能力として身につける必要があります。また、中高生における望まない妊娠等や性に関する課題も上げられます。保健教育においては感染症対策や災害対策、性に関する課題等を含めた保健、安全学習の充実が新たな時代において求められます。

重点施策

(1) 日常的に運動に親しむ習慣・環境づくりの推進（運動部活動、スポーツ少年団等）

- ・一校一運動の取り組みを推進します。
- ・体力テスト・泳力調査等による実態把握と課題に応じた体力向上の取り組みを推進します。

(2) 生活習慣の確立の推進

- ・早寝・早起き・朝ごはんをはじめとした基本的な生活習慣の確立の取り組みを推進します。
- ・食育・生活習慣学習教材の活用を推進します。（ちゃーがんじゅう、くわっちーさびら等）

※「ちゃーがんじゅう、くわっちーさびら」・・・沖縄県の副読本

(3) 保健・安全教育の充実の推進

- ・性に関する学習会の取り組みを推進します。(思春期講座)
- ・各学校における災害を想定した避難訓練等、安全教育の取り組みを推進します。

5 地域と共にある学校づくりの推進

現状と課題

新指導要領においては「より良い学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念のもと、学校と地域が連携と協働により「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要視されています。

本市は少子高齢化による地域の過疎化に加えて、地域の歴史、伝統、文化の継承や自然環境の保全等に課題があり、地域においては「学校を核とした地域づくり」が求められます。あわせて、第2次宮古島市教育ビジョンの目指す子ども像に「宮古の自然や文化に誇りを持ち」と示されており、地域のことを知り発信できる子どもを育成することが教育に求められています。それを実現するには、学校の学びが地域社会及び多様な職業とつながること、学校の学びが地域社会と往還するという仕組みづくりが重要です。また、その実現によって、子どもの将来を見据えたキャリア発達がより期待できます。

学校と地域が互いの課題を、解決のため連携と協働することで、地域総ぐるみで豊かに生きる力を育む必要があります。そういう地域とのつながりを持ち保てるよう、地域と共にある学校づくりを推進します。

重点施策および主な取組

(1) コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の導入を推進

・地域総ぐるみで子どもを育てる視点で「学校運営協議会制度」を活用し、「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。

・学校課題について家庭地域と協働して解決すると共に、地域資源を有効に活用し、持続可能な開発目標(SDGs)に向けて一体となって取り組みます。

(2) 家庭、地域と連携・協働したキャリア教育の推進

・教育活動全体を通してキャリア教育を促す取り組みと小中高12年間の学びの足跡をつなぐ「キャリアパスポート」活用の推進に取り組みます。

・地域活動への参加、職場見学や職場体験を通して、学ぶことと社会の接続を往還させ、社会的、職業的自立に向けてキャリア発達の育成に取り組みます。

6 教職員の資質能力の向上を推進する

現状と課題

教職員が心身共に健康であることは、児童生徒の教育活動においても大きな影響を与えることから、教師の働き方を改革することが求められています。沖縄県は、全国においても病休及び休職をとる教職員の割合が高く、本市においても全国平均より病休（特に精神疾患）取得者の割合が高い状況があります。教職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、心身の健康を保ちながら公務の効率化を図り、活力ある教育活動を展開するために、労働環境の充実・活性化に努め、生活の安定と福祉の向上に努める事が必要です。

また、子どもたちに育成すべき資質・能力を育てていくため、教職員自身も主体的に学び続けていく存在でなければなりません。本市は、離島地区であるため、他地区での研修会に参加する機会が少ないことが課題となっており、更なる研修の機会の創出が必要です。そのため、県内外の教職員と教育実践を交流することや学校現場に直結する教育課題を取り上げた研修を充実させることで、教職員の資質能力を向上させることが大切です。本市においては、市立教育研究所を中心として、長期研究員の研修事業をはじめとして研究指定校等における研究成果の波及を図ることや連携大学等の協力の下、教職員の研修を充実させることを通して教職員の資質能力の向上を推進していきます。

重点施策

(1) 働き方改革を推進し子どもの教育に専念できる取組を推進します

- ・働き方改革推進プランを策定し、業務改善及び業務の効率化を図ります。
- ・学校支援員等の配置を拡充し、教師の負担軽減に努めます。
- ・学校衛生管理体制の充実を図ると共に、保健師及び産業医による教職員のメンタルケアを推進し、安心して働ける環境づくりに取り組みます。

(2) 学び続ける教職員をめざし、教師の資質能力の向上を推進します

- ・教育研究所事業の充実を図り、研究成果の波及に努めます。
- ・連携大学や外部教育機関と連携した研修事業を推進します。

7 課題を抱える児童生徒の社会自立に向けた支援体制を推進する

現状と課題

貧困やヤングケアラー等、支援の必要な家庭の増加や SNS やゲーム依存等の増加で不登校等の課題を抱える児童生徒が増加しています。生徒指導関連事業（スクールソーシャルワーカー、教育相談室、適応指導教室、問題行動学習支援員）を充実させ、児童生徒や学校、家庭を支援することは、社会における役割や必要性において重要であります。今後も生徒指導関連事業を継続・充実させ、学校、関係機関と情報連携・行動連携を図りながら、問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決に取り組み、誰一人取り残さない支援体制を推進して

いきます。

重点施策

(1) 生徒指導関連事業を展開し、課題を抱える児童生徒の自立支援の推進。

・生徒指導の4つの視点(規範意識の醸成・自己存在感の感受・共感的人間関係の育成・自己決定の場の提供)を生かした、授業や行事等の取り組みを推進します。

・スクールソーシャルワーカー、問題行動等学習支援員を配置し、学校、関係機関との連携を図ります。

・児童生徒が安心できる居場所(校内自立支援室・相談室・適応指導教室等)の積極的な活用を推進します。

(2) いじめ、不登校等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応の体制構築。

・児童会や生徒会活動を活性化して、子ども達が主体となる取り組みを推進します。

・毎月の問題行動等調査による、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決の取り組みを継続します。

・支援を要する児童生徒へのICTを活用した支援の取り組みを推進します。

8 共生社会の形成をめざしたインクルーシブ教育の推進

現状と課題

困難さを抱える子どもの理解や支援の必要性が、学校をはじめ保護者、地域に浸透したことにより、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。早期からの見取りと切れ目のない支援が重要視されており、多様な学びの場の提供や誰もがわかりやすいユニバーサルデザインの授業、個別支援の充実が求められています。

また、年齢、性別、国籍や価値観の多様性を認めるダイバーシティの考え方も広がっており、インクルーシブ教育の推進により、誰一人取り残さない教育がより必要となっています。

重点施策

(1) 特別支援教育の連続性のある指導の充実と適切な学びの場の決定に向けた就学支援の充実

・保幼小中高の関係職員の情報連携や幼小接続に係る情報交換シート、本市独自の個別の支援計画をもとに確実な接続を行い、早期からの切れ目のない支援の取り組みを推進します。

・教育支援委員会をはじめとする特別支援教育体制の充実を図り、連続性のある多様な学びの場として、特別支援学級、通級指導教室等の環境整備、特別支援教育支援員の配置等の人的整備の充実に取り組みます。

(2) 子どもの多様なニーズ(困り感)に応じた指導の充実を推進

- ユニバーサルデザインの視点での授業の推進や、困り感を持つ児童生徒のICT等を活用した個に応じた学びの提供に向けた指導者の研修の充実に取り組みます。
- あらゆる個性や価値観を尊重するダイバーシティ教育の推進を図り、ジェンダーフリー（男女混合名簿や制服の選択制等）校則の見直し等を推進します。
- 運動療育を活用した、特別支援教育指導員の派遣プログラムの充実に取り組みます。

第2節 社会教育

～みんなて学ぶ生涯学習～

1 基本方針

「市民の生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習の視点に立って学校教育、家庭教育、社会教育の相互の連携を図りつつ、市民の学習ニーズに応じた生涯各期における多様な学習機会を提供するとともに、社会教育施設、設備の充実や社会教育指導者の養成・確保等、社会教育活動の充実と生涯学習の振興を図ります。」

令和2年（2020年）の全世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会教育施設の休館、閉鎖など各分野での活動が制限され、学びや生活に大きな影響を受けました。新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が劇的に変化する一方、オンラインによる学習やテレワークなど、新たなテクノロジーを活用した学び方が進みました。社会が大きく変化する中であって「今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりがより豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくり」を進めるためには、「様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むこと」が必要であり、情報通信技術（ICT）も最大限活用しつつ、一人ひとりが生涯にわたって学び続けることが一層重要となります。

学びを通じ、持続可能な開発目標（SDGs）や社会的包摂の実現を目指すとともに、高齢者から若者まで、すべての市民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことができる社会を目指します。

核家族化・少子化など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安をもつ保護者の増加など家庭の教育力の低下が指摘されています。そうした中、本市においても少年による飲酒、喫煙、深夜はいかいなど不良行為少年の補導が見受けられます。今後は家庭、地域、学校と連携を密にし、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決に取り組む必要があります。

2 社会教育の推進と生涯学習の振興について

現状と課題

国際化や情報化の進展に伴い、市民の学習ニーズも多様化、高度化するなど、市民の学習意欲が新たな高まりを見せるなか、各地域においては、個人、団体等による自主的な学習活動が盛んに行われています。

今後も、市民の学習機会の拡充に努めるとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」学習でき、その成果が適切に評価、活用される機会・場の創設を図り、市民の多様な学習ニーズを満たす取り組みが必要です。

また、自発的な学習活動を支援するため、生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の

活用に向け周知活動を展開するとともに、新たな地域人材の発掘・強化を図り、市民が高い満足度と充実感を持って社会生活が送れるような生涯学習の実現に努める必要があります。

重点施策

(1) 「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる機会を創出し、市民の多様な学習ニーズを満たす取り組みを推進します。

(2) 生涯学習の普及、啓発のための市民の学習成果発表の場の提供に努めます。

(3) 青少年団体、婦人団体、PTA等社会教育団体の育成援助と活動の促進を図ります。

(4) 市民の自主的な学習を支援するため、生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の活用に向け周知活動を展開するとともに、新たな地域人材の発掘・強化を図ります。

(5) 中央公民館では、生涯学習の中核施設となる「未来創造センター」を中心に、更なる生涯学習の充実を図ります。

3 青少年健全育成について

現状と課題

本市においては、少年少女の補導件数は減少傾向にありますが、未だに飲酒、喫煙、深夜はいかきによる補導が見受けられ、更には SNS を介したトラブルから犯罪に巻き込まれるケースもあります。

これらの問題には、都市化、少子化、核家族化など、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、地域における人間関係の希薄化や、家庭・地域社会の教育力の低下といった社会状況の変化も関係していることから、家庭・学校・地域との情報共有や行動連携の強化を図り、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決に取り組むなど、青少年の健全育成に努めることが重要です。

重点施策

(1) 家庭・学校・地域間の情報共有や行動連携の強化を図り、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決に取り組み、青少年の健全育成に努めます。

(2) 地域の人材を活用し、勉強やスポーツ、文化活動などの様々な体験活動（リーダーバンク活用）や放課後子ども教室などの充実を図ります。

(3) 青少年問題協議会の活動を強化し、関係行政機関、家庭、地域、学校関係者の連携のもと、青少年を取り巻く諸課題の解決に努めます。

(4) 青少年団体、婦人団体、PTA等、社会教育団体の研修会を開催し指導者の資質の向上と活動促進を図ります。

4 市立図書館活用の推進

現状と課題

市立図書館は、これまで図書資料の収集・保存・提供を中心に運営してきました。令和元年8月には、図書館と中央公民館の持つ機能の効果を相乗的に発揮できる複合施設として「宮古島市未来創造センター」が開館し、また令和2年には老朽化が課題となっていた移動図書館2台が新たに整備され、これまで以上に市民の生涯学習支援施設としての役割が期待されています。今後は、子どもから高齢者まで誰でも気軽に利用でき、生涯学習や地域の課題解決に役立つ「くらしの中の図書館」を目指し、図書資料の充実とともに、電子図書館の導入など、市民のニーズに応じた新たな図書館サービスに取り組んでまいります。

重点施策

- (1) 市民の多様な学習ニーズに応えるため、図書資料の充実と図書館サービスの充実を図ります。
- (2) 図書館遠隔地住民や視覚障がい者、学校教育に役立つ電子図書館を導入します。
- (3) 図書館利用者拡大のため、図書館に親しむイベントを実施します。
- (4) 子どもの読書活動推進のため、市立図書館と学校図書館の連携強化と家庭・地域での読み聞かせ活動を支援します。
- (5) 市ホームページや SNS を活用して、図書館資料や利用等についての情報発信を図ります。

第3節 スポーツ振興

～ スポーツ・レクレーション環境の充実 ～

1 基本方針

すべての市民が「気軽にスポーツに親しむ環境づくりと健康の保持増進及び体力向上を目指します。」

宮古島市においては、体育施設として、合併前の旧市町村ごとに整備された陸上競技場や体育館、野球場等の類似施設が多くありますが、その一方で老朽化した施設の維持管理が大きな課題となっています。

そのため、体育施設の充実を図るとともに指定管理者制度を含めた既存施設の有効活用においても年次的・計画的な取り組みが必要となっています。

今後は、体育施設の充実を図りながら市民のスポーツに対するニーズ、スポーツ合宿、将来的なワンストップ窓口の導入等、スポーツアイランドの環境づくりを整えていきます。

2 生涯スポーツの推進

現状と課題

本市は、年間を通して温暖な気候にあり、豊富なスポーツ施設を有していることから、市民が気軽にスポーツに親しめる環境にあります。また、市民の体力向上と健康増進を図るため各種スポーツ教室などが開催されています。

スポーツは、地域の一体感や活力の醸成、心身の健康の保持・増進など、重要な役割を果たすとされており、本市においても、近年の健康志向の高まりにより「自ら運動する意識」が県平均を上回る状況にあります。

一方で、運動しない子どもの割合が全国平均より高くなっており、今後、運動をしている子どもとの間で体力差が生じる「運動・体力の二極化」が進むことが危惧されます。

重点施策

(1) すべての市民が個人の体力や年齢に応じて気軽に実践できる生涯（軽）スポーツの普及発展に努めます。

(2) スポーツ指導者の育成により、各種スポーツ教室・講習会の充実を図ります。

(3) スポーツ施設の計画的かつ効率的な整備を行い、施設の有効活用を図ります。

(4) 総合型地域スポーツクラブを広め、年齢・技術・種目等の多様性により、市民一人ひとりのスポーツニーズに応じた活動が展開されるよう努めます。

3 競技スポーツの充実

現状と課題

各競技とも協会・連盟が地域の底辺拡大と競技力の向上を目指し、大会を年次計画で実施しています。

また、サークルやスポーツ少年団も定期的に活動を行っています。

今後は更に各競技の指導者育成の充実及び活用していくことが必要となっています。

重点施策

- (1) 指導者育成講習会の充実と県大会の受け入れ体制を強化します。
- (2) 各競技団体を中心に、講師（アドバイザー）を招聘して講習会及び実技指導を推進します。
- (3) リーダーバンクに登録されている人材やスポーツ推進委員を広く活用します。
- (4) 各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、連携して競技者の拡大と競技力の向上を図ります。
- (5) 児童生徒が全国や県大会レベルで活躍できるようアスリートの育成に努めます。

第4節 文化振興

～ 郷土を愛する心を育む文化の継承 ～

1 基本方針

「市民文化の向上を図るため、芸術文化活動を推進し、郷土文化や文化財、新たな地域文化の振興を目指します。」

本市は、地域ごとに特性のある文化を有しており、その多様性が本市の魅力となり、「地域を愛する心」を育むものとなっています。

各地域においては、市民主体による地域文化を活かしたイベント等も開催されており、市民の地域文化への関心は高まっています。また、総合博物館では、史資料と情報を集積し、展示会や学習支援を通して広く活用されており、宮古郷土史研究会や宮古野鳥の会など、数多くのサークル、団体と連携し文化活動を活発に展開しています。

今後は、文化活動に参加する市民の底辺拡大と関係団体への支援強化を図りながら、創造性豊かな魅力溢れる地域づくりに向け、芸術文化の振興に取り組むことが求められています。

具体的には、市民文化の向上と、創造発展を図るため、関係団体の育成や連携強化に努めるとともに、心身の成長期にある児童・生徒にすぐれた芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな創造性と情操の育成を図るため、芸術文化活動を推進する必要があります。また、市民一人ひとりが地域の自然、歴史、文化を大切にすることを育み、市民が等しく、郷土文化に触れ、文化に対する理解や関心を深めるとともに、新たな地域文化の振興と推進に努める必要があります。

2 文化活動の充実強化

現状と課題

本市は離島圏域のさらに離島に位置し、都市部と比較して芸術文化に接する機会が少ない状況にあります。こうした中、文化団体や各種実行委員会等と連動し、市民総合文化祭や文化ホールを活用した自主的文化事業など、各種文化事業に取り組んでいます。

今後は、若年層から高齢者まで幅広く、市民の知的関心や要求に応えた文化活動の実施を図る必要があります。

また、市民文化活動に参加する市民の拡大と関係団体への支援強化を図るとともに、子どもたちの学習の場としても活力溢れる地域づくりに向け、市民ニーズにあった文化活動を推進し、優れた芸術文化に触れる機会の充実や新たな文化を創造することが必要です。

重点施策

- (1) 変化する社会の情勢に対応し、市民が実施する芸術文化への効果的な支援を行います。
- (2) 地域等と協力し、子どもたちが方言に触れるための取り組みや伝統文化の継承を支援します。
- (3) 宮古島市文化ホールが、市民に身近な文化拠点施設として、活用できるよう、機能の維持向上を図ります。
- (4) 多彩な文化芸術活動に取り組む団体等への支援を行い、新たな自主事業の方向性について検討を行います。

3 文化財の保存と活用

現状と課題

近年、土地開発の動きが活発に展開されており、開発によって埋蔵文化財や天然記念物の生息域の毀損・消失・減少が見られます。また、「宮古馬」を種として保存していくために、繁殖計画を策定し、飼育場の整備、後継者の育成、活用にむけた馴致(じゅんち)(※1)・調教を行っていく必要性があります。

宮古島市内には、164件の国・県・市指定文化財が所在します。これまで文化財 web 公開システムの充実化やパンフレットの作成、各史跡への説明板の設置、文化講座や展示会などを展開し利活用を図っておりますが、文化財の適切な管理、保護が重要な課題となっています。また、国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術を継承していくためにも、原材料となる芋(びー)麻績(んみ)の技術を広めるとともに、芋(びー)麻糸(んみ)の生産量の増加が求められています。

民俗文化財等の保存・継承については、市街地への人口流出や少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、地域においては、若者の減少や祭祀を司る人材不足が懸念され、有形・無形の民俗文化財や民俗行事などの存続が危惧されています。

今後は、関係機関と連携を図り、貴重な天然記念物生息域の保護対策を推進するとともに、文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に努め、新たな文化財の指定や保存・伝承について、市民の文化財愛護思想の普及・高揚を図る必要があります。

重点施策

- (1) 天然記念物の保護対策の継続、「宮古馬」の繁殖計画・飼育環境の整備、後継者の育成、宮古馬の馴致・調教による積極的な保存と活用を進めてまいります。
- (2) 国指定名勝・天然記念物「八重干瀬」のさらなる保全・利活用に努めてまいります。
- (3) 国指定重要無形文化財である宮古上布に関する技能後継者の育成事業推進と、宮古上布の魅力の発信をしてまいります。
- (4) 宮古島市の歴史と文化の記録保存と市民への周知を目的とした市史編さん事業を実

施します。

(5) 文化財の保存や修復、周辺環境整備を進め、その保護・適正管理と、市民が文化財にふれる利便性向上を図ります。

(6) 宮古島市歴史文化資料館を中心に、郷土の歴史・文化への理解を深めるための文化財資料の展示・公開などの利活用を推進します。また、文化財散策冊子『綾道』(あやんつ)を活用した文化財の魅力を発信してまいります。

※ 馴致・・・人になれさせること。

4 博物館活動の推進

現状と課題

市民や地域・各種団体が博物館に求めるニーズは多様化・高度化しており、各分野の専門的知識を有した学芸員の確保が必要です。また、既存の施設は老朽化が進んでいるほか、収蔵品の増加に伴う保管スペースや紫外線対策、照明設備、害虫対策など展示品や収蔵品の適切な保存管理に支障をきたしており、施設の充実強化が課題となっています。

今後は、史資料の収集・保存、調査研究、展示公開等、博物館活動の基盤の強化を図るとともに、地域住民の学習の場及び文化活動の拠点としての博物館づくりに、より一層取り組んでまいります。

重点施策

(1) 貴重な文化や史資料等の後世への伝承に資するため、収蔵品や展示品等の充実や適正管理および施設の充実強化を推進します。

(2) インターネットを活用した効果的な情報発信による博物館の活用促進を強化します。

(3) 調査研究や来館者の受け入れ体制の充実を図るため、各分野の学芸員の確保や研修等により人材育成を強化します。

(4) 地域住民の学習の場及び文化活動の拠点となる新宮古島市総合博物館(仮称)の建設を検討します。

第5節 教育行政の充実・強化

～ 市民に開かれた教育行政を目指して ～

1 基本方針

「本市の教育理念『郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性、創造性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興』の実現に向け、住民の教育行政に対するニーズを的確に把握し、迅速かつ計画的な教育課題に取り組みます。」

グローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により、社会構造等が急速に変化する中、幼稚園教育要領、学習指導要領が改訂されるとともに、「令和の『日本型学校教育』中央教育審議会答申」が出され学校教育も大きな転換期を迎えています。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴うGIGAスクール構想（児童生徒向けの一人一台端末と、最大容量の通信ネットワークの整備）の推進、学校における働き方改革等、直面する課題への早急な対応が求められています。

このような教育を取りまく社会情勢の中で、本市においては、少子高齢化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした人間関係の希薄化、貧困家庭の増加に伴う福祉の支援を要する児童生徒の増加、特別な支援を要する児童生徒の増加、特別な支援を要する児童生徒の増加など、様々な要因が複雑に絡んだ諸課題が山積しています。また、市民の学習ニーズに適應した生涯学習の振興、教育関連施設の整理・充実、地域文化の保存・継続に加え、八重干瀬の更なる保全、利活用に向けての取組など新しい課題もあります。

そのため、今後は本市の教育理念に沿った教育課題の解決に向けて、主体性のある教育行政を展開し、教育委員会の活性化を図ります。

また、方針に基づいた効率的な施策の迅速な実施に向けて専門職を配置するなど、組織力の強化に努めてまいります。

2 教育委員会の活性化

現状と課題

本市教育委員会は、毎月1回開催される定例会や臨時会等で、教育行政に関わる方針等の決定を行っております。会議については原則公開となっており、会議の開催時には、マスコミによる取材もあり、新聞記事等によって市民への周知がなされています。また、会議において議論された内容については、教育委員会が発行する広報誌、会議録等のホームページでの公開などを行っています。

教育委員会の組織や取り組みに対する市民の理解が十分とはいえず、重要施策への市民の意見の反映や市民のニーズに対応した教育施策の展開も大きな課題となっています。

また、教育を取りまく情勢が大きく変化する中で、本市教育の基本理念や目標に沿った施

策決定に向けて教育委員会の積極的な取り組みが求められます。しかし、定例会や臨時会だけでは、活発な議論の機会を確保し、適切な意思決定を行うことは難しく、研修会や勉強会、協議会等の活用によって教育施策の研究と委員間の議論を深め教育委員会の活性化を図る必要があります。

生涯学習の振興や市民スポーツの振興等、市長部局との連携強化を図り、より効果的に施策を推進することも課題となっています。

重点施策

- (1) 教育委員会ホームページの更新や広報誌の発行、教育委員会会議の公開等を行い、広報広聴活動に取り組みます。
- (2) 研修会や勉強会、協議会等を活用した教育課題の研究に取り組み、教育委員や事務局職員の資質の向上と教育課題への迅速な対応を強化します。
- (3) 学校訪問を積極的に行い、小中学校との連携を強化します。
- (4) 市長と教育委員会で構成される「総合教育会議」を活用し、連携強化を図ってまいります。
- (5) 事務事業の点検・評価を充実させ、効率的な行政運営に努めます。

3 組織・体制の見直し

現状と課題

教育委員会では、市内各地に点在するスポーツ施設や社会教育施設の維持管理と適切な運営が課題となっています。これらの施設は、整備されてから年数がかなり経過し、老朽化が進んでいる施設もあり、今後において更新を検討していかなければならない施設も多くあります。

これらの施設の計画的な更新や統廃合を進めていく中であって、適正な人員管理の観点から職員の削減が進められており、各施設の管理に係る職員の確保、更新や統廃合に向けた業務に携わる職員の確保など、課題解決に向けた組織体制の全体的な見直しが求められます。

また、教育に対する住民ニーズが多様化、高度化する中で効率的な教育行政の運営に向けて専門的に高度な知識や技能を有する専門職員の配置による事務局体制の強化が必要となっています。

重点施策

- (1) 指定管理者制度によって維持管理が効率的である施設については、積極的に制度の導入を進め、老朽化が進み更新時期の到来する建物等については、類似施設の統廃合も含めた検討を行います。

(2) 公民館施設については、連携を強化し地区公民館を含め、管理体制における運営の効率化、組織体制の見直しについて検討します。

(3) 効率的な教育行政の運営に向けて、事務局全体の組織・体制の見直しを検討します。

(4) 社会教育全般において、質の高い教育を提供するため、社会教育主事や学芸員、司書等の専門的な職員の配置を強化し、職員の資質向上に努めます。

(5) 幼稚園については、会計年度任用職員教諭による配置の割合が増えていることから、規模の適正化を進めながら適正な教職員の確保に努めます。

宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)について (諮問)

宮教総第 624 号

令和3年10月6日

宮古島市教育ビジョン

検討委員会 殿

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

第3次宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)について (諮問)

みだしのことについて、宮古島市総合計画の下、宮古島市教育委員会の事業施策展開に向け、宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)検討委員会設置要綱(平成23年宮古島市教委訓令第7号)に基づき、基本計画についての意見を頂きたく、ご審議のうえ、答申下さるようお願い申し上げます。

宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)について(諮問)

宮教ビ検委第1号
令和4年2月25日

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子 殿

宮古島市教育ビジョン検討委員会
委員長 平良 善信

第3次宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)について(答申)

令和3年10月6日付、宮教総第624号により、諮問のあったみだしのことについて、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

第3次宮古島市教育ビジョンが着実に実行される計画となるよう、教育委員会全体で取り組むとともに、市民への周知を図られるよう要望します。

各分野ごとの目標値

ここでは、施策項目について、直近の実績値（令和3年度）と目標値（令和8年度）に区分し、数値で示しました。目標達成に向けて取り組んでまいります。ただし、各施設については、本来ならば直近の実績値として令和2年度又は令和3年度の実績を記載するところですが、事業の実施にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業については、令和元年度の数値を用いております。

学校教育部会

1	全国学力・学習状況調査の全国との比較（解答に対する粘り強さ：市/全国）	小(73.5/80.6) 中(56.8/65.8)	全国平均
2	各エリア連絡会における保幼小の連携した公開保育・授業の実施	0% (令和2年度)	100% (令和8年度)
3	ICT活用に関する取組状況アンケート(沖縄県教育委員会)	未実施	レベル3以上の学校が8割以上 (令和8年度)
4	情報活用能力調査(文部科学省)	未実施	全国平均並み (令和8年度)

5	クラスづくりのための質問調査(hiper-QU)による前・後期の尺度比較（要支援群の出現率の低下を検証）	未実施	出現率10%以下 (令和8年度)
---	--	-----	---------------------

6	一校一運動実施率	小：87% 中：72% (令和2年度)	小：100% 中：100% (令和8年度)
7	健康づくり副読本活用率	小：81% 中：54% (令和2年度)	小：100% 中：100% (令和8年度)
8	児童生徒の肥満率の減少	小：17.5% 中：17.0% (令和2年度)	県平均並み (令和8年度)

9	コミュニティスクール導入校の割合	0% (令和2年度)	100% (令和8年度)
---	------------------	---------------	-----------------

10	研修事業等の事後アンケートにおいて、研修意欲の向上に関する質問に肯定的な回答をする教員の割合	未実施	100% (令和8年度)
----	--	-----	-----------------

11	全国学力・学習状況調査 学校質問紙より「校内外の研修成果の積極的な活用について」	小 88.2 中 91.3 (令和元年度)	小 100 中 100 (令和8年度)
----	--	-----------------------------	---------------------------

12	不登校児童生徒のうち、登校復帰または学びの場へ繋がった児童生徒の割合	未実施	60% (令和8年度)
----	------------------------------------	-----	----------------

13	個別の支援計画作成の割合	未実施	100% (令和8年度)
----	--------------	-----	-----------------

社会教育部会

1	リーダーバンク制度の活用数の増加(年間)	5回 (令和元年度)	100回 (令和8年度)
---	----------------------	---------------	-----------------

(参考) 市では、47の単位子ども会育成会があります。

2	図書館サービスの充実 (年間貸出冊数)	205,532冊 (令和元年度)	280,000冊 (令和8年度)
---	------------------------	---------------------	---------------------

(参考) 図書館の蔵書冊数は、約21万冊です。

3	公民館を活用した研修会・講座の増加(年間利用者数)	122,792人 (令和元年度)	140,000人 (令和8年度)
---	---------------------------	---------------------	---------------------

(参考) 中央公民館をはじめ、各地域及び地区公民館(8館)において、各種講座を開設しています。

4	総合博物館の入館者数の増加	19,680人 (令和元年度)	22,000人 (令和8年度)
---	---------------	--------------------	--------------------

(参考) 常設展示のほか特別企画展や子ども博物館を開催しています。

5	文化ホール（マティダ市民劇場 入場者数の向上）	40,166 人 （令和元年度）	42,170 人 （令和8年度）
---	----------------------------	---------------------	---------------------

（参考）令和元年度の利用件数は、135 件となっています。

6	綾道・歴史文化ロードコー スの策定	10コース （令和3年度）	15コース （令和8年度）
---	----------------------	------------------	------------------

（参考）現在、「砂川・友利」「平良北」、「下地・来間」、「新里・宮国」
「戦争遺跡」、「伊良部島」、「城辺東・北」、「平良南/松原・久貝」、
「四島・西辺」「下地・野原」の10コースが策定されています。

7	体育施設年間利用者数の増 加	120,800 人 （令和元年度）	200,000 人 （令和8年度）
---	-------------------	----------------------	----------------------

（参考）総合体育館をはじめ、野球場、陸上競技場、屋内運動場、テニスコー
トなど体育施設は15箇所あります。

報告第9号

臨時代理処分の承認について（新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付要綱の制定についての委員会可決内容の一部変更について）

上記案件については、令和3年度第15回宮古島市教育委員会（定例会）における議案第37号により可決された「新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付要綱の制定について」の可決内容を別添のように一部変更する必要があり、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求めらる。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

【提案理由】

補助金を交付するには、対象期間を定める必要があるので、本案を提案します。

新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止、延期、生徒の不参加等に係るキャンセル料に対する保護者負担の軽減を図るため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者の範囲)

第2条 補助対象者は、宮古島市立学校に在籍し、かつ、修学旅行に参加する学年に属する児童生徒のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンセル料が発生した児童生徒とする。

(補助金の交付申請者)

第3条 補助金の交付申請については、補助対象者の委任を受け、学校長（以下「申請者」という。）が行うものとする。

(補助金の額及び対象期間)

第4条 補助金の額については、発生したキャンセル料の実費以内の額とする。ただし、補助金の総額は、予算の範囲内で教育委員会が定めるものとする。

2 補助金の対象期間は、キャンセルの事由が発生した日が属する会計年度の末日までとする。

(制限)

第5条 この要綱に定める補助金に対し、キャンセル料を教育委員会以外の団体等が補助金として交付する場合は、教育委員会からの補助金の重複交付は

行わないこととする。

(補助金の交付要件)

第6条 補助金は、次に掲げる費用に対して交付するものとする。ただし、個人の都合等によるキャンセル料は除く。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校及び教育委員会が修学旅行を中止し、又は延期したことで発生するキャンセル料
- (2) 新型コロナウイルスへの感染、濃厚接触等により、修学旅行に参加予定だった児童生徒が不参加となったことで発生するキャンセル料

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という)に次の関係書類を添え、キャンセルの事由が発生した後又は修学旅行が終了した後、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 修学旅行実施計画書
- (2) 修学旅行費内訳書及び見積書、旅行日程表
- (3) 修学旅行参加児童生徒名簿(学校ではなく個人の不参加のみの場合は不参加者の名簿)
- (4) 日程確認表
- (5) キャンセル、不参加となった理由書(根拠資料を添付)
- (6) キャンセル料の内訳
- (7) その他必要書類

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第8条 教育委員会は、申請者から提出された交付申請書を審査し、規則及びこの要綱に定める要件に適合するものであるかを調査し、適合するときは速やかにその決定内容について、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金の交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)を申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 教育委員会は、前条の規定により確定した額の補助金を交付するものとする。

(補助金の返納)

第10条 申請者は、補助金の交付完了後、補助金を返納する必要が発生したときは、返納の理由を明記の上、速やかに新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金の返納申出書(様式第3号)により返納手続を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

報告第10号

臨時代理処分の承認について（宮古島市奨学金給付要綱の制定についての委員会可決内容の一部変更について）

上記案件については、令和3年度第17回宮古島市教育委員会（定例会）における議案第40号により可決された「宮古島市奨学金給付要綱の制定について」の可決内容を別添のように一部変更する必要があり、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

提案理由：

次年度より奨学金給付を行うには3月中に奨学生を募集する必要があるが、この要綱には予算が伴うため、次年度当初予算が議決された後の公布となる。そのため、要綱において準備期間を定める必要があるが、2月の定例会で承認を受けた要綱案では準備期間を定めておらず、修正する必要があるため、本案を提案します。

宮古島市奨学金給付要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、宮古島市内の県立高等学校を卒業し、進学する能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、地域社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的に、予算の定める範囲内において、修学する為の資金としての奨学金（以下「奨学金」という。）を給付するものとし、その給付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学生 この要綱により奨学金給付の決定を受けた者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に定める大学（短期大学を含む。）、及び専修学校をいう。ただし、次に掲げるものは含まない。
 - ア 大学等の別科又は専攻科
 - イ 通信教育による学部又は学科
 - ウ 大学院
 - エ 放送大学
- (3) 高等学校 法に定める高等学校及び特別支援学校の高等部をいう。

(奨学生審査会)

第3条 この要綱による奨学金の給付を適正かつ円滑に行うため、宮古島市奨学資金貸与条例（平成17年宮古島市条例第195号）に定める宮古島市奨学生審

査会（以下「審査会」という。）を開くことができる。

（受給資格者）

第4条 奨学金を受給できる者は、次に掲げる要件を全て備える者とする。

- (1) 市内の県立高等学校を卒業した者で、市内に居住する者の子であること。
ただし、父、母がともにいない者については、その者が市内に住所を有すること。
- (2) 経済的理由により修学が困難と認められる者であること。
- (3) 修学の意欲があり学業成績が優秀であること。
- (4) この要綱及び宮古島市奨学金給付審査要領の規定を遵守する者であること。

2 新規に奨学生に出願できる者は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て備える者とする。

- (1) 市内の県立高等学校の卒業年度にある者であって、次年度より大学等に入学することが決定している又は見込まれるものであること。
- (2) 高等学校での教育課程において成績優秀者及び品行方正であるとして学校長の推薦を受けた者であること。

（給付の申請及び決定）

第5条 新規に奨学生に出願する者は、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める期間内に、連帯保証人と連署の上、次に掲げる出願書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 宮古島市奨学金給付願書（様式第1号）
- (2) 宮古島市奨学生推薦調書（様式第2号）
- (3) 高等学校における入学時から卒業時までの成績証明書
- (4) 高等学校の卒業証明書
- (5) 住民票謄本の写し
- (6) 本人及び保護者の所得金額及び市・県民税所得割課税額並びに納税を証明する書類
- (7) その他教育長が指示する書類

2 教育長は、前項に定める出願書類の提出があったときは、審査会の意見を聴取し、審査の結果、奨学生として採用を決定した場合、宮古島市奨学生採

用決定通知書（様式第3号）により本人に通知する。

3 新規の奨学生採用は、毎年2人以内とする。

（入学証明書の提出）

第6条 前条第1項に定める出願書類の提出をした者は、大学等に入学した日から起算して14日以内に、入学したことを証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。

（交付申請）

第7条 奨学生は、奨学生の採用を受けた後、教育長が定める日までに次に掲げる書類を、教育長に提出しなければならない。

- (1) 宮古島市奨学金交付申請書（様式第4号）
- (2) 誓約書（様式第5号）
- (3) 奨学生、保護者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) その他教育長が必要と認めた書類

2 教育長は、奨学生から前項に定める書類の提出があり、奨学生として適格と認められる場合、当該奨学生への給付を決定し、宮古島市奨学金給付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、給付決定の期間は1年間を上限とし、年度ごとに審査し、更新するものとする。次年度以降の審査については第14条に定めるとおりとする。

（給付額）

第8条 奨学金の額は、月額3万円とする。

（給付の期間）

第9条 奨学金を給付する期間は、在学する大学等の履修課程における正規の修業年限とする。

（他制度との併用）

第10条 この奨学金の給付を受けようとする者は、他制度による給付型奨学金との併用はできない。ただし、貸与型の奨学金制度については、併用して給付を受けることができるものとする。

（奨学金の交付）

第11条 奨学金は、四半期払又は半年払のうちから奨学生の希望によって交付する。ただし、交付月を別表1のとおりとし、交付日を交付月の15日、15日

が休日となる月にあつては、15日の直前の金融機関の営業日とする。

2 交付方法（四半期払又は半年払）の希望は、宮古島市奨学金交付申請書（様式第4号）の提出によるものとする。

3 奨学生は、交付方法（四半期払又は半年払）又は交付口座の変更を希望する場合、宮古島市奨学金交付（変更）申請書（様式第7号）を提出し、教育委員会に願い出ることができる。

（奨学生の届出義務）

第12条 奨学生は、次の各号いずれかに該当するに至ったときは、身上異動届（様式第8号）に必要書類を添え、直ちに教育長に届け出なければならない。

(1) 本人又は保護者の氏名又は住所の変更があつたとき。

(2) 本人又は保護者が死亡したとき。

(3) 休学、退学又は停学の処分を受けたとき。

(4) 復学し、退学し、留学し、転学し、又は転籍したとき。

(5) 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

(6) その他届け出るべき事柄が生じたとき。

2 本人が疾病その他の事由により届け出ることができないときは、保護者が届け出なければならない。

（連帯保証人の変更）

第13条 教育委員会は、奨学生により届出された連帯保証人が、連帯保証人として不適當であると認めるときは、連帯保証人の変更を求めることができる。

（証明書の提出）

第14条 奨学生は、毎年4月14日までに大学等が発行する成績証明書及び第5条第1項第6号に定める書類を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により書類が提出されたときは、審査会において奨学生として適當であるかを審査し、次年度以降の奨学金給付の継続を判断するものとする。

3 教育長は、前項に定める審査の結果、次年度の奨学金給付を決定したときは、当該奨学生に対して宮古島市奨学金給付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(給付の打ち切り)

第15条 教育長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当するに至った事由の生じた日をもって奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 奨学生が退学したとき。
- (2) 奨学生が死亡したとき。
- (3) 奨学生が給付を辞退したとき。
- (4) 学業成績及び学校生活態度が不良と認められたとき。
- (5) その他給付を受ける資格がなくなったと認められたとき。

2 教育長は、前項の規定により奨学金給付の打ち切りを決定した場合、その決定を宮古島市奨学金給付打ち切り決定通知書(様式第9号)をもって、当該奨学生に対し通知するものとする。

3 前項の規定による奨学金給付の打ち切りの通知を受けた奨学生に対して、当該打ち切り日以降の奨学金給付の復活は認めないものとする。

(転学又は転籍による給付継続)

第16条 奨学生が、転学又は転籍をする場合、身上異動届(様式第8号)に必要な書類を添えて提出することで、奨学金の給付継続を願い出ることができる。ただし、学校長の許可を得た転学又は転籍でない場合はこれにあたらぬ。

2 教育長は、前項に定める奨学金の給付継続の願い出を受理し、転学又は転籍後も奨学生として適格であると認められる場合は、転学又は転籍後も給付を継続できるものとする。

(給付の停止)

第17条 教育長は、奨学生が前条の規定による転学又は転籍した場合において、転学又は転籍前と同一年次を履修するときは、その同一年次を履修する期間内において奨学金の給付を停止することができる。

2 教育長は、奨学生が休学したときは、当該休学した日の属する月の翌月から奨学金の給付を停止することができる。

(給付の再開)

第18条 前条第2項の規定により奨学金の給付を停止された者が、復学により給付の再開を希望するときは、身上異動届(様式第8号)に、復学許可書又は在学証明書及び成績証明書を添えて、教育長に願い出なければならない。

- 2 教育長は、前項に定める奨学金の給付再開の願い出を受理し、奨学生として適格であると認められる場合は、当該奨学生に対し給付を再開できるものとする。ただし、転学又は転籍又は休学前と同一年次を履修する場合、当該奨学生が給付を停止された年度において奨学金を受給した月数を、転学又は転籍又は復学の後に経過した翌月から給付を再開するものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により奨学金の給付の再開を決定した場合、宮古島市奨学金給付決定通知書（様式第6号）により当該奨学生に対して通知するものとする。

（給付決定変更の通知）

第19条 教育長は、第15条の規定により給付を打ち切る場合を除いて、奨学生の異動により宮古島市奨学金給付決定通知書（様式第6号）で通知した決定を変更する場合は、同決定を中止し、宮古島市奨学金給付決定（変更・継続）通知書（様式第10号）をもって当該奨学生に対して通知するものとする。この場合において、変更後の給付決定を改めて宮古島市奨学金給付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 教育長は、奨学生の異動後も、宮古島市奨学金給付決定通知書（様式第6号）で通知した決定を継続する場合は、宮古島市奨学金給付決定（変更・継続）通知書（様式第10号）をもって当該奨学生に対して通知するものとする。

（奨学金の返還）

第20条 教育長は、奨学生が虚偽の申請又は不正な手段により奨学金を受けた場合、本人及び保護者に奨学金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- 2 教育長は、前項の規定により奨学金を返還させる場合、宮古島市奨学金返還命令書（様式第11号）を当該奨学生に対し送付し返還を命ずるものとする。
- 3 返還命令を受けた者は、返還命令を受けた日から、給付金額に達するまで毎月3万円ずつ返還しなければならない。ただし、全額又は一部をまとめて返還することができる。

- 4 前項の場合において、本人及び保護者が何らかの理由で返還しないときは、連帯保証人は、奨学生に代わって奨学金を返還する責務を負うものとする。

（奨学金返還の猶予等）

第21条 教育長は、奨学生であった者が、やむを得ない事情により前条に定め

る返還が困難となったときは、その月々の返還額を変更し、又は返還の猶予を与えることができる。

- 2 前項の規定により奨学金の返還月額の変更又は返還の猶予を受けようとする者は、宮古島市奨学金返還月額変更・猶予申請書（様式第12号）を教育長に提出しなければならない。

（返還の免除）

第22条 教育長は、第20条に定める返還命令を受けた者が、死亡又は心身の障害等により返還が困難であると認められるときは、奨学金の返還を免除することができる。

- 2 奨学生、保護者又は連帯保証人が、前項の規定による返還の免除を受けようとする場合、次に掲げる書類を提出し、教育長に願い出るものとする。

(1) 宮古島市奨学金返還免除願（様式第13号）

(2) その事実及び程度を証明する診断書

(3) 返還できなくなった事情を証明する書類

(4) 免除対象者の所得証明書

(5) その他、教育長が必要と認めた書類

- 3 教育長は、奨学金返還免除願を受理したときは、奨学金返還免除の可否を判断し、免除が決定した場合は、宮古島市奨学金返還免除決定通知書（様式第14号）により当該奨学生又は保護者に通知するものとする。

（補則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第11条関係）

交付方法	交付月	交付内容
4 半期払	6月交付	4、5、6月分
	7月交付	7、8、9月分
	10月交付	10、11、12月分

	1月交付	1、2、3月分
半年払	6月交付	4、5、6、7、8、9月分
	10月交付	10、11、12、1、2、3月分

ただし、交付内容については、給付の状況に応じて変更することができる。

様式第1号 (第5条関係) オモテ

様式第1号(第5条関係)

(オモテ)

宮古島市奨学金給付願書										
ふりがな 氏名		性別		生年月日	年 月 日	受付番号 (担当者記入欄)	奨学生番号 (担当者記入欄)			
本籍						卒業校名				
現住所	自宅 その他 ()									
入学先	学校名		課程		部	科	入学予定	年 月		
	住所				修業年限	年	卒業予定	年 月		
保護者	氏名			生年月日	年 月 日	本人との続柄				
	本籍					職業				
	現住所					年 収		円		
家族構成 (出願者も含む)	氏名	年齢・生年月日	職業・経歴等	氏名	年齢・生年月日	職業・経歴等				
	続柄()	年 月 日 歳	年収(円)	続柄()	年 月 日 歳	年収(円)				
	続柄()	年 月 日 歳	年収(円)	続柄()	年 月 日 歳	年収(円)				
	続柄()	年 月 日 歳	年収(円)	続柄()	年 月 日 歳	年収(円)				
	続柄()	年 月 日 歳	年収(円)	続柄()	年 月 日 歳	年収(円)				
	続柄()	年 月 日 歳	年収(円)	続柄()	年 月 日 歳	年収(円)				
奨学金を希望する理由						給付期間の希望	自 年 月 至 年 月			
						奨学金交付の希望	四半期払			
							半年払い			
参 考 事 項	本人の履歴									
	入学の事									
	総学費等見込	収入	家庭から	アルバイトから	その他から	奨学金	総 計			
			円	円	円	円	円			
		支出	食 費	光 熱 費	被 服 費	授業料等学校納付金				
			円	円	円	円				
	交 通 費	学用品代	そ の 他	総 計						
	円	円	円	円						

様式第1号（第5条関係）ウラ

様式第1号(第5条関係)

(ウラ)

上記のとおりにつき奨学生としてご採用の上奨学金の給付を受けたく私共連署して御願ひ申し上げます。
 なお、御採用の上は奨学生としての本分を尽くすことはもちろん、奨学金の返還その他の義務についても
 宮古島市奨学金給付要綱及び宮古島市奨学金給付審査要領に従い連署の責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日

本人氏名 (印)

連絡先(携) / (宅)

保護者氏名 (印)

連絡先(携) / (宅)

連帯保証人 住 所 (印)

氏 名

生年月日 年 月 日

連絡先(携) / (宅)

職 業

本人との関係

連帯保証人 住 所 (印)

氏 名

生年月日 年 月 日

連絡先(携) / (宅)

職 業

本人との関係

宮古島市教育委員会 教育長 様

記載上の注意

- 1 数字は算用数字を用いること。
- 2 保護者は父兄母姉又はこれに代わる者で奨学金返還の責を負い得る者であること。
- 3 年収は1箇年の全収入見込額を記入のこと。
- 4 奨学金を希望する理由は詳細に記入のこと。
- 5 本人の履歴欄は単に学歴のみではなく身上の異動を洩れなく記入のこと。
 なお、在学中の休学はその理由を記入のこと。

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

宮古島市奨学生推薦調査				
氏名		住所		在学学校名
学 校 長	人 物			
所 見	学 力			
所 見	家 庭 状 況			
所 見	そ の 他			
所 見	総 合			
<p>上記のとおりにつき奨学生として適当の者と認め推薦します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長 氏 名</p> <p>宮古島市教育委員会 教育長 様</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;">印</div>				

注意

進学の適性、学業成績、健康状態及び品行等につきその所見を記入すること。

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

宮古島市奨学生採用決定通知書		
奨学生番号	第 号	
給付予定総額	円（月額30,000円× ヶ月分） ただし、（四半期払 / 半年払）にて交付する。	
給付予定期間	自 年 月 至 年 月 ただし、給付の決定は年度ごとに行うものとする。	
奨学生	氏名 生年月日	年 月 日
	住所	
	在学学校名	
保護者	氏名 生年月日	年 月 日
	住所	本人との続柄 ()
上記のとおり宮古島市奨学生として採用することに決定したので通知する。 年 月 日 宮古島市教育委員会 教育長 印 様		

様式第4号（第7条、第11条関係）

様式第4号（第7条、第11条関係）

宮古島市奨学金交付申請書

宮古島市奨学生採用決定通知書（奨学生番号第 号）をもって奨学生の決定を受けましたので、奨学金を交付して下さるよう申請します。

1. 奨学金交付の希望

四半期払 ・ 半年払

2. 奨学金振込口座申し出

金融機関名	[銀行・農協・ゆうちょ ・金庫・その他 ()]		
支店名		店番	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
フリガナ 口座名義人			

年 月 日

奨学生 住所

氏名 印

保護者 住所

氏名 印

宮古島市教育委員会
教育長

様

様式第5号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

誓 約 書

私は、奨学金採用決定通知書(奨学生番号第 号)をもって奨学生の決定を受けました。
つきましては、宮古島市奨学金給付要綱及び宮古島市奨学金給付審査要領の規定を遵守するとともに、
学業に専念し優秀な成績で卒業するよう努力します。
また、同要綱第20条の規定により奨学金を返還命令を受けた場合は、これを滞りなく返還いたします。

年 月 日

奨学生 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
連絡先

保護者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
連絡先

上記の記載事項について連帯債務を負担する責に任じます。

年 月 日

連帯保証人 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
連絡先

連帯保証人 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
連絡先

宮古島市教育委員会 教育長 様

様式第6号（第7条、第14条、第18条関係）

様式第6号（第7条、第14条、第18条関係）

宮古島市奨学金給付決定通知書		
(第 回給付決定)		
奨学生番号	第 号	
奨学生	氏名 生年月日	年 月 日
	住所	
	在学学校名	
保護者	氏名 生年月日	年 月 日
	住所	本人との続柄 ()
給付決定額	円（月額30,000円× ヶ月分） ただし、交付方法は（四半期払・半年払）にて、奨学生が宮古島市奨学金交付申請書又は宮古島市奨学金交付（変更）申請書で申し出た口座へ振り込むものとする。	
給付期間	自 年 月 至 年 月	
上記のとおり宮古島市奨学金を給付することに決定したので通知する。 年 月 日 宮古島市教育委員会 教育長 印 様		

様式第7号（第11条関係）

様式第7号（第11条関係）

宮古島市奨学金交付（変更）申請書

年 月 日付け宮古島市奨学金交付申請書にて申請した奨学金の交付について
下記のとおり変更して下さるよう申請します。

1. 奨学金交付の希望

四半期払 ・ 半年払

2. 奨学金振込口座申し出

金融機関名	[銀行・農協・ゆうちょ ・金庫・その他 ()]	
支店名	店番	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

年 月 日

奨学生 住所

氏名 印

保護者 住所

氏名 印

宮古島市教育委員会

教育長 様

様式第8号(第12条、第16条、第19条関係)

様式第8号(第12条、第16条、第19条関係)

身上異動届

1 異動の種類 ※該当箇所に○を記入のうえ、必要事項に記入してください。

(1) 休学・復学・退学・転学・留学・死亡

※転学・留学の場合のみ記入

異動先の学校名： _____ 学年： _____

異動後の所属： _____

住所： _____

(2) その他 (_____)

奨学生・保護者・連帯保証人

内容： _____

2 異動の期日

年 月 日 (~ 年 月 日)

※括弧内は期限がある場合のみ記入

3 異動の理由

上記のとおり、届け出ますとともに、奨学金の給付を(打ち切り・停止・再開・継続)していただきますよう、お願い申し上げます。

年 月 日

奨学生(又は奨学生保護者) 住所：〒 _____

氏名： _____ ㊟

電話： _____

宮古島市教育委員会 教育長 様

様式第9号（第15条関係）

様式第9号（第15条関係）

年 月 日
第 号

奨学生番号第 号
殿

宮古島市教育委員会 教育長 印

宮古島市奨学金給付打ち切り決定通知書

本市が、貴殿に対し給付している宮古島市奨学金について、次の通り打ち切ることを決定したので宮古島市奨学金給付要綱第15条の規定により通知する。

記

打ち切り日	年 月 日
理 由	
給付決定済額	円
給付済額	円

様式第10号（第19条関係）

様式第10号（第19条関係）

第 号
年 月 日

奨学生番号第 号
様

宮古島市教育委員会 教育長 印

宮古島市奨学金給付決定（変更・継続）通知書

本市が 年 月 日付け宮古島市奨学金給付決定通知書（第 回給付決定）にて貴殿に通知した奨学金給付決定について、下記の通り（変更・継続）したので宮古島市奨学金給付要綱第19条の規定により通知する。

記

<p>変更内容</p>	<p>1 中止 2 継続 3 その他（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>以下の期間の給付を停止する。 自 至</p> <p><input type="checkbox"/>給付期間を以下のとおり変更する。 自 至</p> <p><input type="checkbox"/>給付決定額を以下のとおり変更する 円（月額30,000円× ヶ月分）</p>
<p>変更理由</p>	
<p>変更執行日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>給付決定済額</p>	<p>円</p>
<p>給付済額</p>	<p>円</p>
<p>未給付額</p>	<p>円</p>

様式第11号（第20条関係）

様式第11号（第20条関係）

宮古島市奨学金返還命令書			
奨学生	奨学生番号 氏名 生年月日	年 月 日	
	住所		
保護者	氏名 生年月日	年 月 日	本人との続柄 ()
	住所		
給付決定済額	金	円	
給付済額	金	円	
返還命令額	金	円	
<p>上記のとおり宮古島市奨学金の返還を命令する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮古島市教育委員会 教育長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>			

様式第12号（第21条関係）

様式第12号（第21条関係）

宮古島市奨学金返還月額変更・猶予申請書

次のとおり奨学資金返還の（月額変更・猶予）を申請します。

1 返還猶予

年 月 から 年 月 まで (原則1年以内)

2 返還月額変更

年 月 から 年 月 まで (原則1年以内)
月額 円 から 月額 円に変更

3 申請事由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

年 月 日

奨学生又は保護者(奨学生番号第 号)

氏 名 : _____ 印

住 所 :

連 絡 先 :

宮古島市教育委員会 教育長 様

(注意)

変更期間は原則1年以内です。変更期間の延長を希望するには、新たに申請書を提出する
必要があります。

様式第13号 (第22条関係)

様式第13号 (第22条関係)

宮古島市奨学金返還免除願	
奨学生番号	第 号
返還命令額	金 円
返還済額	金 円
返還未済額	金 円
免除申請理由	
<p>上記により、宮古島市奨学金返還を免除して下さるよう願います。</p> <p>年 月 日</p> <p>奨学生 住所</p> <p>氏名 印</p> <p>生年月日</p> <p>連絡先</p> <p>保護者 住所</p> <p>氏名 印</p> <p>生年月日</p> <p>連絡先</p> <p>宮古島市教育委員会 教育長 様</p>	

様式第14号 (第22条関係)

様式第14号 (第22条関係)

宮古島市奨学金返還免除決定通知書		
奨学生	奨学生番号	
	氏名 生年月日	年 月 日
	住所	
保護者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
返還命令額	金	円
返還済額	金	円
返還免除額	金	円
<p>上記のとおり、宮古島市奨学金返還を免除することに決定したので通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮古島市教育委員会 教育長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>		

様式第1号 (第5条関係) オモテ
様式第1号 (第5条関係) ウラ
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第7条、第11条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第7条、第14条、第18条関係)
様式第7号 (第11条関係)
様式第8号 (第12条、第16条、第19条関係)
様式第9号 (第15条関係)
様式第10号 (第19条関係)
様式第11号 (第20条関係)
様式第12号 (第21条関係)
様式第13号 (第22条関係)
様式第14号 (第22条関係)

報告第11号

臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

【提案理由】

次年度の組織改編に伴う整備をするため、また、各課の事務分掌の整理をするために、規則を改正する必要があるので、本案を提案します。

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会組織規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「指導係」の次に「教育情報係」を加える。

第4条第1項中「別表」の次に「第1及び別表第2」を加える。

別表を別表第1とする。

別表第1中教育総務課の項の「(4) 宮古島市学校区審議会に関すること。」を削り、「(5)」を「(4)」に改め、「(6)」を「(5)」に改める。

別表第1中教育総務課の項の「(18) 職員及び宮古島市立学校職員の労働安全及び衛生管理に関すること。」の次に「(19) 宮古島市立学校職員の健康診断に関すること。」を加える。

別表第1中教育総務課、教育施設課及び生涯学習振興課の項の「及び文書の収受」を削る。

別表第1中学校教育課の項を次のように改める。

学務係

- (1) 児童生徒の就学に関すること。
- (2) 通学区域及び通園区域に関すること。
- (3) 学校基本調査に関すること。
- (4) 幼稚園に関すること。
- (5) 県費負担教職員の免許、任免、分限、懲戒、賞罰、服務、福利厚生、公務災害その他人事に関すること。
- (6) 県費負担教職員の給与の内申に関すること。
- (7) 就学援助制度に関すること。
- (8) 特別支援教育就学奨励費に関すること。
- (9) 学校備品に関すること。
- (10) 学校配当予算に関すること。

- (11) 課の庶務に関する事。
- (12) その他学務に関する事。

指導係

- (1) 教科用図書に関する事。
- (2) 学校安全教育及び独立法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- (3) 幼児、児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。
- (4) 学校の環境衛生に関する事。
- (5) 特別支援教育及び就学指導に関する事。
- (6) 学校の運営に関する事。
- (7) 各種補助金に関する事。
- (8) 就学相談等に関する事。
- (9) その他指導事務に関する事。

教育情報係

- (1) 教育の情報化に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 教育ネットワーク及びシステムに関する事。
- (3) 教育系パソコン及び周辺機器に関する事。
- (4) 学習用ICT機器及びシステムの運用管理に関する事。
- (5) 学習用ICT機器及びシステムの利活用に関する事。
- (6) 校務支援システムに関する事。
- (7) 教育の情報化に係る教育研修に関する事。
- (8) ICT支援員に関する事。
- (9) その他教育の情報化に関する事。

別表第1 中生涯学習振興課の項の「体育施設の維持管理」の次に「及び運営」を加える。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

学校教育課

指導主事

- (1) 学校経営及び幼稚園経営についての指導助言に関する事。
- (2) 教育課程及び教育内容についての指導助言に関する事。

- (3) 学校行事の承認及び指導に関すること。
- (4) 教育実習に関すること。
- (5) 県費負担教職員及び幼稚園教職員の研修に関すること。
- (6) 校長連絡会、教頭連絡会に関すること。
- (7) 学校教育に係る調査研究に関すること。
- (8) 教育研究所及び適応指導教室に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

宮古島市教育委員会組織規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）																						
<p>宮古島市教育委員会組織規則</p> <p>平成17年10月1日 教育委員会規則第4号</p> <p>（部・課及び係等の設置）</p> <p>第3条 事務局に次の部・課及び係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="217 581 1084 823"> <tr> <td rowspan="3">教育部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係 学校規模適正化対策係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務係 指導係 _____</td> </tr> <tr> <td>教育施設課</td> <td>整備係 管理係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td rowspan="2">生涯学習振興課</td> <td>社会教育係</td> </tr> <tr> <td>文化振興係 文化財係</td> </tr> </table> <p>（分掌事務）</p> <p>第4条 課及び係の分掌事務は、おおむね別表 _____ のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>教育総務課</p> <p>総務係</p> <p>（略）</p> <p>(14) 公印の管理及び文書の收受に関すること。</p> <p>（略）</p>	教育部	教育総務課	総務係 学校規模適正化対策係	学校教育課	学務係 指導係 _____	教育施設課	整備係 管理係	生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育係	文化振興係 文化財係	<p>宮古島市教育委員会組織規則</p> <p>平成17年10月1日 教育委員会規則第4号</p> <p>（部・課及び係等の設置）</p> <p>第3条 事務局に次の部・課及び係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1144 581 2011 823"> <tr> <td rowspan="3">教育部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係 学校規模適正化対策係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務係 指導係 <u>教育情報係</u></td> </tr> <tr> <td>教育施設課</td> <td>整備係 管理係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td rowspan="2">生涯学習振興課</td> <td>社会教育係</td> </tr> <tr> <td>文化振興係 文化財係</td> </tr> </table> <p>（分掌事務）</p> <p>第4条 課及び係の分掌事務は、おおむね別表<u>第1及び別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>教育総務課</p> <p>総務係</p> <p>（略）</p> <p>(14) 公印の管理 _____ に関すること。</p> <p>（略）</p>	教育部	教育総務課	総務係 学校規模適正化対策係	学校教育課	学務係 指導係 <u>教育情報係</u>	教育施設課	整備係 管理係	生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育係	文化振興係 文化財係
教育部		教育総務課	総務係 学校規模適正化対策係																				
		学校教育課	学務係 指導係 _____																				
	教育施設課	整備係 管理係																					
生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育係																					
		文化振興係 文化財係																					
教育部	教育総務課	総務係 学校規模適正化対策係																					
	学校教育課	学務係 指導係 <u>教育情報係</u>																					
	教育施設課	整備係 管理係																					
生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育係																					
		文化振興係 文化財係																					

(18) 職員及び宮古島市立学校職員の労働安全及び衛生管理に関する
こと。

学校規模適正化対策係

(略)

(4) 宮古島市学校区審議会に関すること。

(5) 学校規模適正化に係る学校施設の建設計画に関すること。

(6) その他教育長が必要と認める事項

学校教育課

学務係

(略)

(4) 幼稚園就園に関すること。

(略)

(7) 要保護・準要保護に関すること。

(8) 特殊教育奨励補助 に関すること。

(9) 保育料の調定、徴収及び減免に関すること。

(10) 幼稚園就園奨励費補助に関すること。

(11) 学校教育設備費等補助事業(理科教育等設備整備)に関すること。

(12) 教材及び図書備品に関すること。

(13) 教育用パソコンに関すること。

(14) 学校配当予算及び支出伝票に関すること。

(15) 教職員の組織する職員団体に関すること。

(16) 課の庶務及び文書の収受に関すること。

(18) 職員及び宮古島市立学校職員の労働安全及び衛生管理に関する
こと。

(19) 宮古島市立学校職員の健康診断に関すること。

学校規模適正化対策係

(略)

(4) 学校規模適正化に係る学校施設の建設計画に関すること。

(5) その他教育長が必要と認める事項

学校教育課

学務係

(略)

(4) 幼稚園 に関すること。

(略)

(7) 就学援助制度 に関すること。

(8) 特別支援教育就学奨励費 に関すること。

(9) 学校 備品に関すること。

(10) 学校配当予算 に関すること。

(11) 課の庶務 に関すること。

(17) その他学務に関すること。

指導係

(1) 学校経営及び幼稚園経営についての指導助言に関すること。

(2) 教育課程及び教育内容についての指導助言に関すること。

(3) 教科用図書に関すること。

(4) 学校行事の承認及び指導に関すること。

(5) 学校安全教育及び独立法人日本スポーツ振興センターに関する
こと。

(6) 学校保健の計画及び実施に関すること。

(7) 幼児、児童、生徒及び教職員の健康診断に関すること。

(8) 学校の環境衛生に関すること。

(9) 教育実習に関すること。

(10) 県費負担教職員及び幼稚園教職員の研修に関すること。

(11) 校長連絡会、教頭連絡会に関すること。

(12) 特殊_____教育及び就学指導に関すること。

(13) 生徒指導及び進路指導に関すること。

(14) 学校教育に係る調査研究に関すること。

(15) 学校教育団体の育成指導に関すること。

(16) その他教育指導_____に関すること。

(12) その他学務に関すること。

指導係

(1) 教科用図書に関すること。

(2) 学校安全教育及び独立法人日本スポーツ振興センターに関する
こと。

(3) 幼児、児童、生徒及び教職員の健康診断に関すること。

(4) 学校の環境衛生に関すること。

(5) _____特別支援教育及び就学指導に関すること。

(6) 学校の運営に関すること。

(7) 各種補助金に関すること。

(8) 就学相談等に関すること。

(9) その他_____指導事務に関すること。

教育情報係

教育施設課

管理係

(略)

(12) 課の庶務及び文書の収受に関すること。

生涯学習振興課

社会教育係

(略)

(10) 課の庶務及び文書の収受に関すること。

(略)

(25) 体育施設の維持管理_____に関すること。

(略)

(1) 教育の情報化に係る企画及び調整に関すること。

(2) 教育ネットワーク及びシステムに関すること。

(3) 教育系パソコン及び周辺機器に関すること。

(4) 学習用ICT機器及びシステムの運用管理に関すること。

(5) 学習用ICT機器及びシステムの利活用に関すること。

(6) 校務支援システムに関すること。

(7) 教育の情報化に係る教育研修に関すること。

(8) ICT支援員に関すること。

(9) その他教育の情報化に関すること。

教育施設課

管理係

(略)

(12) 課の庶務_____に関すること。

生涯学習振興課

社会教育係

(略)

(10) 課の庶務_____に関すること。

(略)

(25) 体育施設の維持管理及び運営に関すること。

(略)

別表第2 (第4条関係)

学校教育課

指導主事

- (1) 学校経営及び幼稚園経営についての指導助言に関すること。
- (2) 教育課程及び教育内容についての指導助言に関すること。
- (3) 学校行事の承認及び指導に関すること。
- (4) 教育実習に関すること。
- (5) 県費負担教職員及び幼稚園教職員の研修に関すること。
- (6) 校長連絡会、教頭連絡会に関すること。
- (7) 学校教育に係る調査研究に関すること。
- (8) 教育研究所及び適応指導教室に関すること。

報告第12号

臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

【提案理由】

現行の条文では法令（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」）の規定と異なっている箇所があり、改正する必要があるため、本案を提案します。

宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「教育委員会規則」の次に「及び訓令」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第13号

臨時代理処分の^{承認}報告について（宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の一部を改正する規則について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

【提案理由】

次年度の組織改編で設置されるスポーツ振興課に、体育施設の維持管理及び運営事務を移管するに伴い、規則を改正する必要があるので、本案を提案します。

宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則（平成29年宮古島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

体育施設の維持管理及び運営に関すること	観光商工スポーツ 部に属する職員
---------------------	---------------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

報告第14号

臨時代理処分の承認について（宮古島市夢実現助成事業実施要綱の一部を改正する訓令について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

提案理由：

令和4年度における組織の改編に伴い、宮古島市夢実現助成事業審査委員の所属・役職名を改正する必要があるため、本案を提案します。

宮古島市夢実現助成事業実施要綱の一部を改正する訓令

宮古島市夢実現助成事業実施要綱（平成24年宮古島市教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「宮古島市観光商工」の次に「スポーツ」を加え、同表6の項を削り、同表中「

7	宮古島市教育委員会教育部 学校教育課長
8	宮古島市教育委員会教育部教育 総務課長

」を「

6	宮古島市教育委員会教育部 学校教育課長
7	宮古島市教育委員会教育部 教育総務課長

」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

報告第15号

臨時代理処分の承認について（宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱を改正する告示について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

提案理由：

宮古島市の組織改編に伴い、要綱の改正が必要となるため。

宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する
~~告示~~ 訓令

宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成30年宮古島市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「生活環境」を「市民生活」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

報告第16号

臨時代理処分の承認について（宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要項の一部を改正する訓令について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

提案理由：

業務移管に伴い管理者が変更となることから、関連する記載事項を訂正する必要があるため、本案を提案します。

宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱の一部を改正する
訓令

宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱（令和元年宮古島市教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「及び市情報システム管理者」を削除する。

第25条第1項を「教育情報システム管理者は、所管するシステムについて外部ネットワークと接続しようとする場合には教育情報セキュリティ責任者へ報告しなければならない。」に改め、第2項中「、市情報システム管理者へ速やかに報告し」を削る。

第28条第2項を削る。

第30条第1項中「の許可を得た上で」を「へ報告し」に改め、「必要な」の次に「場合には、」を加える。

第32条第4号中「及び市情報システム管理者」を削る。

第35条中「市情報システム管理者」を「教育情報システム管理者」に改める。

第38条第7号中「平成28年法律第31号」を「平成26年法律第104号」に改める。

第39条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

報告第17号

臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部を改正する訓令について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

提案理由：

会計年度任用職員に新たな職を設置し、勤務時間等を定めるにあたり、改正する必要があるため、本案を提案します。

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部を改正する
訓令

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程（令和2年宮古島市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中教育研究所長の項の次に次のように加える。

教育相談アドバイザー	児童生徒の健全育成にか かわる児童生徒・教師・保 護者の相談及び教育相談 全般に係るアドバイスに 関する業務	週4日 8時30分から17時15分まで
------------	--	------------------------

第2条の表中スクール・サポート・スタッフの項の次に次のように加える。

校内自立支援室支援員	不登校児童生徒や教室に 入れない児童生徒等への 学習、登校及び学級復帰そ の他の支援及び校内自立 支援室運営に関する業務	週5日 8時15分から16時まで
厩務員（地域おこし 協力隊）	宮古馬保存会で飼養管理 している宮古馬の飼育、馴 致並びに調教及び利活用 の推進業務	週5日 8時30分から16時30分まで

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この訓令の施行の日前においても、会計年度任用職員の任用に関する手続その他訓令の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

報告第18号

臨時代理処分の承認について（宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

【提案理由】

教育相談アドバイザーを1人採用するためには、宮古島市教育相談室設置規則を一部改正する必要がある為。

宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則

宮古島市教育相談室設置規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を「教育長は、児童生徒の健全育成に関して熱意を有する者のうちから、教育相談アドバイザー（以下「アドバイザー」という）及び教育相談員（以下「相談員」という）を任用する。ただし、アドバイザーとしての確かな人物がいけない場合には、相談員のみの任用でもよい。」に改め、同条第2項を「アドバイザー及び相談員は、教員免許を持つ教職経験者でなければならない。」に改め、同条に次の2項を加える。

3 アドバイザーは、前項の規定に加え、以下に掲げる各号のいずれかに当てはまるものでなければならない。

ア 相談員又はこれと同等の職において5年以上勤務した経験がある者

イ 上級心理カウンセラー等の資格がある者

4 任用人数は、アドバイザー又は相談員を合わせて2人^{以上}とする。ただし、アドバイザーの任用は1人以内とする。

第4条から第6条までの規定及び第8条から第9条までの規定中「教育相談員」を「アドバイザー及び相談員」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 アドバイザーは、前2項に定める業務に加え、学校教育における課題の多様化に対応した教育相談全般に係るアドバイスをする。

第7条を「アドバイザー及び相談員の勤務は、宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程（令和2年教育委員会訓令第5号）に規定するとおりとする。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 教育長は、この規則の施行の前においても、会計年度任用職員の任用に関する手続その他この規則の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

報告第19号

臨時代理処分の承認について（宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を
改正する訓令について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等
に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっ
ているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時
に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

提案理由：

令和4年度から支給方法を保護者の口座にするため、振込先の記載を追加。同意・委任に関する記載、注意事項の修正

宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令

宮古島市就学援助事務取扱要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第9条関係）

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

年度 就学援助費受給申請書(同意書兼委任状)

宮古島市教育委員会教育長 殿

次のとおり就学援助費受給を申請いたします。

【同意・委任等】

- この申請にあたり、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。
なお、このことについて私の属する世帯の世帯員の承諾を得ています。
(1) 宮古島市の有する住民基本台帳の住所情報、所得情報、生活保護受給情報を利用すること。
(2) 就学援助認定後に宮古島市を転出した場合は、転出先教育委員会へ援助の状況について情報を提供すること。
(3) 他市町村から宮古島市に転入した場合、転入前の市町村教育委員会へ就学援助の受給状況等について確認すること。
(4) 就学援助の認定、喪失、支給、その他必要な情報等について、在籍する学校と情報共有すること。
(5) その他審査に必要な諸状況について照会すること。
- 就学援助が認定された場合、下記口座を振込先に指定します。（普通口座のみ）
- 学校徴収金に未納がある場合には、援助費の一部または全部の受領を学校長へ委任します。

保 護 者 申 請 書	住 所	宮古島市			連絡先(自由)
	フリガナ 氏 名	④		児童生徒 との続柄	日中の連絡先(携帯電話)
	振込先	金融機関名 銀行 金庫 農協	支店 コード	口座番号 普通	口座名義(カタカナ)

世帯欄1（援助を希望する児童・生徒について記入すること。）※低学年から順に記入して下さい。

学 校 名	学 年 組	フリガナ 氏 名	4月1日 現在の年齢	生 年 月 日
学校	年 組		歳	年 月 日
学校	年 組		歳	年 月 日
学校	年 組		歳	年 月 日
学校	年 組		歳	年 月 日

注意事項

- 小学校と中学校の両方にお子さんがいる場合も、申請書は1枚です。
低学年から順に記入し小学校へ申請書を出してください。
- 申請書の記載漏れや添付書類の漏れなどで非認定となる場合もあります。記入漏れや印漏れ等ご確認ください。
- 所得の申告がされていないと審査する事ができません。
18歳以上の方は収入が無くても必ず申告を済ませておいてください。
- 鉛筆、フリクションペン（こすると消えるペン等）は使用しないでください。
- 金融機関の名称・口座番号・口座名義が確認できるものを提出してください。（通帳やキャッシュカードの写し）

裏面に続く

世帯欄2（世帯欄1以外で、同居するすべての人について記入すること。表面記載の保護者（申請者）も含まれます。）

児童生徒との続柄	フリガナ氏名	4月1日	生			職業（勤務先）・学校名・学年及び特別な習得で、別居の場合の住所等
		現在の年齢	年	月	日	
その他の家族		歳	年	月	日	
		歳	年	月	日	
		歳	年	月	日	
		歳	年	月	日	
		歳	年	月	日	

申請内容及びその主な理由

要保護申請（生活保護受給中）

要保護申請（主な申請理由を選択して下さい） ※該当する番号を○で囲む

- 現在、生活保護を申請中のため
- 生活保護が廃止または停止になったため（ 年 月 日から 廃止・停止）
- 収入が少ない又は不安定なため
- 失業したため
- 長期療養又は休職のため
- その他（ ）

世帯の状況

住宅の形態 持ち家 賃貸（家賃 円）

年金受給の状況 障害年金を受給 遺族年金を受給 ※これらの年金額がわかる書類を添付

前年度就学援助（標準保護） 受けた 受けていない

中学1年生について 前年度新入学児童生徒学用品費の事前支給を 受けた 受けていない

小学1年生について 前年度新入学児童生徒学用品費の事前支給を 受けた 受けていない

※転入者のみ記入 前住所地で新入学児童生徒学用品費の支給を 受けた 受けていない

受けた場合 前住所地（ 市・町・村）

【学校確認欄】 ※下記は学校で記載します。

学校受付日 (受付日)	学校名
	校長 ④

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第9条関係)

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

年度 新入学児童生徒学用品費等事前支給申請書(同意書兼委任状)

宮古島市教育委員会教育長 殿

次のとおり新入学児童生徒学用品費等の事前支給を申請いたします。

【同意・委任等】

- この申請にあたり、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。なお、このことについて私の属する世帯の世帯員の承諾を得ています。
 - 宮古島市の有する住民情報を利用すること。
 - 新入学児童生徒学用品費等の事前支給を受領後、他市町村へ転出した場合等は、転出先教育委員会等へ就学援助受給状況や事前支給の情報を提供すること。
 - 就学援助の認定、喪失、その他必要な情報等について、在籍する学校と情報共有すること。
- 学校徴収金に未納がある場合には、援助費の一部または全部の受領を学校長へ委任します。
- 市外へ転出等する際には、すみやかに学校及び宮古島市教育委員会へ報告します。

保護者(申請者)	住所	宮古島市		
	フリガナ氏名	①	連絡先(自宅)	日中の連絡先(携帯等)
	児童生徒との続柄		生 年 月 日	S・II 年 月 日(歳)

世帯欄(事前支給を希望する児童・生徒について記入すること。)※第6学年児童のみ

在 学 校 名	学 年 組	進 学 予 定 校 名	フリガナ氏名	生 年 月 日
小学校	6年 組	中学校		年 月 日
小学校	6年 組	中学校		年 月 日

注意事項

- この申請は、現在宮古島市立の小学校に在籍する6年生で就学援助の認定を受けており、4月から宮古島市立の中学校に進学する予定のお子さんをお持ちの保護者が対象となります。
- 転出の予定や可能性があり、今回申請されなかった場合でも、宮古島市立の中学校へ進学し新年度に就学援助の申請をして認定となれば、「新入学児童生徒学用品費等」の支給を受けることができます。
- 今回の「新入学児童生徒学用品費等」の支給を受けた場合でも、入学後の就学援助を希望する際は入学後に就学援助の受給申請が必要となります。
- 事前支給で「新入学児童生徒学用品費等」を受給された方は新年度の「新入学児童生徒学用品費等」は支給されません。受給状況は進学先の学校長宛通知されます。
- 援助費の支給は就学援助の申請時に記載した口座への振込となります。

【学校確認欄】※下記は学校で記載します。
上記の者は、就学援助の認定を受けており、宮古島市立の中学校への進学予定であることを確認しました。

年 月 日 学校名 校長名 ①

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

年度 新入学児童生徒学用品費等事前支給申請書（兼同意書）

宮古島市教育委員会教育長 殿

次のとおり新入学児童生徒学用品費等の事前支給を申請いたします。

【同意等】

- この申請にあたり、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。なお、このことについて私の属する世帯の世帯員の承諾を得ています。
 - 宮古島市の有する住民情報を利用すること。
 - 新入学児童生徒学用品費等の事前支給を受領後、他市町村へ転出した場合等は、転出先教育委員会等へ就学援助受給状況や事前支給の情報を提供すること。
- 市外に転出等する際には、すみやかに宮古島市教育委員会へ報告します。

保護者 (申請者)	住 所	宮古島市		
	フリガナ	印	連絡先(自宅)	日中の連絡先(携帯等)
	氏 名		生 年 月 日	
	児童生徒との続柄		S・H 年 月 日(歳)	

世帯欄1 現在就学援助の認定を受けている児童生徒について記入。（新1年生のすぐ上のお子さんを記載）

学 校 名	学 年	フリガナ 氏 名	生 年 月 日
学校	年		年 月 日

世帯欄2 事前支給を希望する児童（新1年生）について記入。

進学予定校名	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	振 込 先		
小学校		年 月 日	銀行 金融 機関	支店	普通 当座
小学校		年 月 日	口座番号		
小学校		年 月 日	フリガナ		
			口座名義		

注意事項

- この申請は、現在宮古島市内に住所を有しており、4月から宮古島市立の小学校に入学する予定のお子さんをお持ちの保護者が対象となります。
- 転出の予定や可能性があり、今回申請されなかった場合でも、宮古島市立の小学校へ入学し新年度に就学援助の申請をして認定となれば、「新入学児童生徒学用品費等」の支給を受けることができます。
- 今回の「新入学児童生徒学用品費等」の支給を受けた場合でも、入学後の就学援助を希望する際は入学後に就学援助の受給申請が必要となります。
- 事前支給で「新入学児童生徒学用品費等」を受給された方は新年度の「新入学児童生徒学用品費等」は支給されません。受給状況は進学先の学校長宛に通知されます。
- 申請書提出先：宮古島市教育委員会学校教育課
※振込先の口座が確認できるものを（通帳の写し）を添付して提出して下さい。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

年度 就学援助費受給申請書(同意書兼委任状)

宮古島市教育委員会教育長 殿

次のとおり就学援助費受給を申請いたします。

【同意・委任等】

- この申請にあたり、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。
 なお、このことについて私の属する世帯の世帯員の承諾を得ています。
 (1) 宮古島市の有する住民基本台帳の住民情報、所得情報、生活保護受給情報を利用すること。
 (2) 就学援助認定後に宮古島市を転出した場合は、転出先教育委員会へ援助の状況について情報を提供すること。
 (3) 他市町村から宮古島市に転入した場合、転入前の市町村教育委員会へ就学援助の受給状況等について確認すること。
 (4) 就学援助の認定、喪失、支給、その他必要な情報等について、在籍する学校と情報共有すること。
 (5) その他審査に必要な諸状況について照会すること。
- 就学援助が認定された場合、下記口座を振込先に指定します。(普通口座のみ)
- 学校徴収金に未納がある場合には、援助費の一部または全部の受領を学校長へ委任します。

保護者 (申請者)	住所	宮古島市			連絡先(自宅)
	フリガナ氏名	Ⓜ		児童生徒との続柄	口中の連絡先(携帯等)
	振込先	金融機関名	支店コード	口座番号	口座名義(カタカナ)
		銀行 金庫 農協	支店	普通	

世帯欄1 (援助を希望する児童・生徒について記入すること。) ※低学年から順に記入して下さい。

学校名	学年組	フリガナ氏名	4月1日現在の年齢	生年月日
学校	年 組		歳	年 月 日
学校	年 組		歳	年 月 日
学校	年 組		歳	年 月 日
学校	年 組		歳	年 月 日
学校	年 組		歳	年 月 日

注意事項

- 小学校と中学校の両方にお子さんがある場合も、申請書は1枚です。
低学年から順に記入し小学校へ申請書を提出してください。
- 申請書の記載漏れや添付書類の漏れなどで非認定となる場合もあります。記入漏れ押印漏れ等ご確認ください。
- 所得の申告がされていないと審査する事ができません。
18歳以上の方は収入が無くても必ず申告を済ませておいてください。
- 鉛筆、フリクションペン(こすると消えるペン等)は使用しないでください。
- 金融機関の名称・口座番号・口座名義が確認できるものを提出してください。(通帳やキャッシュカードの写し)

世帯欄2 (世帯欄1以外で、同居するすべての人について記入すること。表面記載の保護者(申請者)も含まれます。)

その他の家族	児童生徒との続柄	フリガナ氏名	4月1日現在の年齢	生年月日	職業(勤務先)・学校名・学年及び特別な事情や、別居の場合の住所等
			歳	年 月 日	
			歳	年 月 日	
			歳	年 月 日	
			歳	年 月 日	
			歳	年 月 日	

申請内容及びその主な理由

要保護申請 (生活保護受給中)

準要保護申請 (主な申請理由を選択して下さい) ※該当する番号を○で囲む

1. 現在、生活保護を申請中のため
2. 生活保護が廃止または停止になったため (年 月 日から 廃止・停止)
3. 収入が少ない又は不安定なため
4. 失業したため
5. 長期療養又は休職のため
6. その他 ()

世帯の状況

住宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家	<input type="checkbox"/> 賃貸 (家賃 円)
年金受給の状況	<input type="checkbox"/> 障害年金を受給	<input type="checkbox"/> 遺族年金を受給 ※これらの年金額がわかる書類を添付
前年度就学援助 (準要保護)	<input type="checkbox"/> 受けた	<input type="checkbox"/> 受けていない
中学1年生について	前年度新入学児童生徒学用品費の事前支給を	<input type="checkbox"/> 受けた <input type="checkbox"/> 受けていない
小学1年生について	前年度新入学児童生徒学用品費の事前支給を	<input type="checkbox"/> 受けた <input type="checkbox"/> 受けていない
※転入者のみ記入	前住所地で新入学児童生徒学用品費の支給を	<input type="checkbox"/> 受けた <input type="checkbox"/> 受けていない
受けた場合 前住所地 (市・町・村)		

【学校確認欄】※下記は学校で記載します。

学校受付日 (受付印)	学校名 校長 (印)

年度 新入学児童生徒学用品費等事前支給申請書 (同意書兼委任状)

宮古島市教育委員会教育長 殿

次のとおり新入学児童生徒学用品費等の事前支給を申請いたします。

【同意・委任等】

- この申請にあたり、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。なお、このことについて私の属する世帯の世帯員の承諾を得ています。
 - 宮古島市の有する住民情報を利用すること。
 - 新入学児童生徒学用品費等の事前支給を受領後、他市町村へ転出した場合等は、転出先教育委員会等へ就学援助受給状況や事前支給の情報を提供すること。
 - 就学援助の認定、喪失、その他必要な情報等について、在籍する学校と情報共有すること。
- 学校徴収金に未納がある場合には、援助費の一部または全部の受領を学校長へ委任します。
- 市外に転出等する際には、すみやかに学校及び宮古島市教育委員会へ報告します。

保護者(申請者)	住 所	宮古島市		
	フリガナ氏名	㊟	連絡先(自宅)	日中の連絡先(携帯等)
	児童生徒との続柄		生 年 月 日	
			S ・ H	年 月 日 (歳)

世帯欄1 (事前支給を希望する児童・生徒について記入すること。) ※第6学年児童のみ

在 学 校 名	学 年 組	進 学 予 定 校 名	フリガナ氏名	生 年 月 日
小学校	6年 組	中学校		年 月 日
小学校	6年 組	中学校		年 月 日

注意事項

- この申請は、現在宮古島市立の小学校に在籍する6年生で就学援助の認定を受けており、4月から宮古島市立の中学校に進学する予定のお子さんをお持ちの保護者が対象となります。
- 転出の予定や可能性があり、今回申請されなかった場合でも、宮古島市立の中学校へ進学し新年度に就学援助の申請をして認定となれば、「新入学児童生徒学用品費等」の支給を受けることができます。
- 今回の「新入学児童生徒学用品費等」の支給を受けた場合でも、入学後の就学援助を希望する際は入学後に就学援助の受給申請が必要となります。
- 事前支給で「新入学児童生徒学用品費等」を受給された方は新年度の「新入学児童生徒学用品費等」は支給されません。受給状況は進学先の学校長宛通知されます。
- 援助費の支給は就学援助の申請時に記載した口座への振込となります。

【学校確認欄】 ※下記は学校で記載します。

上記の者は、就学援助の認定を受けており、宮古島市立の中学校への進学予定であることを確認しました。

年 月 日 学校名

校長名

㊟

年度 新入学児童生徒学用品費等事前支給申請書(兼同意書)

宮古島市教育委員会教育長 殿

次のとおり新入学児童生徒学用品費等の事前支給を申請いたします。

【同意等】

- この申請にあたり、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。なお、このことについて私の属する世帯の世帯員の承諾を得ています。
 - 宮古島市の有する住民情報を利用すること。
 - 新入学児童生徒学用品費等の事前支給を受領後、他市町村へ転出した場合等は、転出先教育委員会等へ就学援助受給状況や事前支給の情報を提供すること。
- 市外に転出等する際には、すみやかに宮古島市教育委員会へ報告します。

保護者(申請者)	住所	宮古島市		
	フリガナ氏名	印	連絡先(自宅)	日中の連絡先(携帯等)
	児童生徒との続柄		生年月日	
			S・H 年 月 日(歳)	

世帯欄1 現在就学援助の認定を受けている児童生徒について記入。(新1年生のすぐ上のお子さんを記載)

学校名	学年	フリガナ氏名	生年月日
学校	年		年 月 日

世帯欄2 事前支給を希望する児童(新1年生)について記入。

進学予定校名	フリガナ氏名	生年月日	振込先		
			銀行 金庫 農協	支店	普通 ・ 当座
小学校		年 月 日	口座番号		
小学校		年 月 日	フリガナ		
小学校		年 月 日	口座名義		

注意事項

- この申請は、現在宮古島市内に住所を有しており、4月から宮古島市立の小学校に入学する予定のお子さんをお持ちの保護者が対象となります。
- 転出の予定や可能性があり、今回申請されなかった場合でも、宮古島市立の小学校へ入学し新年度に就学援助の申請をして認定となれば、「新入学児童生徒学用品費等」の支給を受けることができます。
- 今回の「新入学児童生徒学用品費等」の支給を受けた場合でも、入学後の就学援助を希望する際は入学後に就学援助の受給申請が必要となります。
- 事前支給で「新入学児童生徒学用品費等」を受給された方は新年度の「新入学児童生徒学用品費等」は支給されません。受給状況は進学先の学校長宛に通知されます。
- 申請書提出先：宮古島市教育委員会学校教育課
※振込先の口座が確認できるものを(通帳の写し)を添付して提出して下さい。

報告第20号

臨時代理処分の承認について（宮古島市スクールバス運行及び管理規則の一部を改正する規則について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

提案理由：

乗務記録に新たな項目を加えることで、事務処理の効率を図れる。そのためには、規則第8条関係の様式第2号を改正する必要があるので本案を提案します。

宮古島市スクールバス運行及び管理規則の一部を改正する規則

宮古島市スクールバス運行及び管理規則（平成30年宮古島市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

乗 務 記 録

乗車番号	走行距離	始発時	km		本白線 走行距離	km	
		終着時	km				
区分	運転者	行き先	発時	着時	起点	終点	児童・生徒数
通学	登校1便		:	:			人
	登校2便		:	:			人
	登校3便		:	:			人
	下校1便		:	:			人
	下校2便		:	:			人
	下校3便		:	:			人
	下校4便		:	:			人
通学外1		始発時	km		終着時	km	
通学外2		始発時	km		終着時	km	
合計							人
燃料		軽油量		エンジンオイル		注油量	
		ℓ		ℓ		ℓ	
記事	車両状況						

※1 区分の通学とは、通学によるスクールバス利用で、通学外とは、校外学習等通学バス以外で利用することをいい、該当する運行形態に記入すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

乗務記録

車両番号	走行距離	始業時	km		本日総 走行距離	km	
		終業時	km				
区分	運転者	行き先	発時	着時	起点	終点	児童・ 生徒数
通学	登校1便		:	:			人
	登校2便		:	:			人
	登校3便		:	:			人
	下校1便		:	:			人
	下校2便		:	:			人
	下校3便		:	:			人
	下校4便		:	:			人
通学外1			:	:			人
		始発時	km		終着時	km	
通学外2			:	:			人
		始発時	km		終着時	km	
合計							人
燃料	給油量			エンジンオイル	注油量		
	ℓ				ℓ		
記事	車両状況						

※1 区分の通学とは、通学によるスクールバス利用で、通学外とは、校外学習等通学バス以外で利用することをいい、該当する運行形態に記入すること。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

乗務記録

車両 番号	走行 距離	始業時	本日総 走行距離		km		
		終業時					
区 分	運転者	行き先	発時	着時	起点	終点	児童・ 生徒数
通学	登校1便		:	:			人
	登校2便		:	:			人
	下校1便		:	:			人
	下校2便		:	:			人
	下校3便		:	:			人
通学外1			:	:			人
通学外2			:	:			人
燃 料	給 油 量		エンジンオイル		注 油 量		
	ℓ				ℓ		
記 事	車両状況						

※ 1 区分の通学とは、通学によるスクールバス利用で、通学外とは、校外学習等通学バス以外で利用することをいい、該当する運行形態に記入すること。

報告第21号

臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月29日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由：

市長部局の事務決裁規程では、主幹に課長の代決を認めているが、現行の教育委員会事務決裁規程では、認めていない状況にあり、市長部局と揃える必要があるため、本案を提案する。

宮古島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮古島市教育委員会事務決裁規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 主幹 規則第5条第5項に規定する主幹及び図書館、公民館、総合博物館、共同調理場の主幹をいう。

第2条に次の1号を加える。

(16) 課等 規則第3条に規定する課及び図書館、公民館、総合博物館、共同調理場をいう。

第6条第3項を次のように改める。

3 課長が決裁する事項について、課長が不在のときは、主幹を置く課等にあつては、あらかじめ課長が指定した主幹が、当該主幹が不在のとき又は主幹を置かない課等にあつては、係の長を兼務しない課長補佐又はあらかじめ課長が指定した課長補佐又はその事項に係る事務を主管する係の長が代決する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市教育委員会事務決裁規程の規定は、令和3年7月1日から適用する。

報告第22号

臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会職員の人事異動
について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和3年3月29日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

議案第51号

宮古島市未来創造センター長の任用について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年3月29日

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

未来創造センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定により未来創造センター長を任用する必要があるため、本案を提出します。